

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局

(43) 国際公開日  
2015年12月10日(10.12.2015)



(10) 国際公開番号  
WO 2015/186281 A1

- (51) 国際特許分類:  
H04W 4/02 (2009.01) H04W 8/26 (2009.01)  
G01S 5/02 (2010.01) H04W 12/02 (2009.01)  
G01S 5/14 (2006.01) H04W 84/12 (2009.01)  
H04M 3/42 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2015/001373
- (22) 国際出願日: 2015年3月12日(12.03.2015)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:  
特願 2014-118194 2014年6月6日(06.06.2014) JP
- (71) 出願人: 株式会社インテック (INTEC INC.) [JP/JP];  
〒9308577 富山県富山市牛島新町5番5号 Toy-  
ama (JP).
- (72) 発明者: 遠藤 貴裕 (ENDO, Takahiro); 〒2218520  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
株式会社インテック内 Kanagawa (JP). 永見 健一  
(NAGAMI, Kenichi); 〒2218520 神奈川県横浜市神

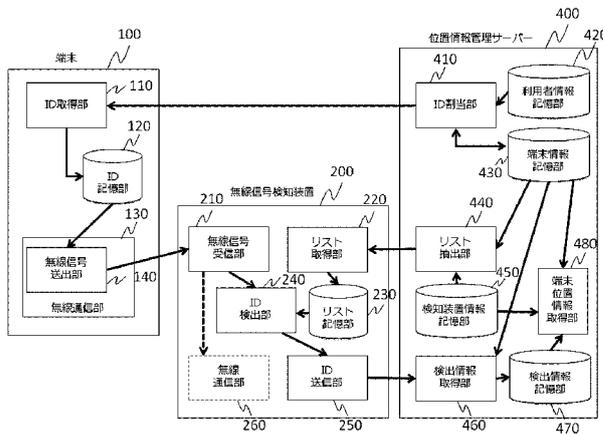
奈川区新浦島町1-1-25 株式会社インテック内 Kanagawa (JP).

- (74) 代理人: 大野 聖二, 外 (OHNO, Seiji et al.); 〒  
1000005 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号  
丸の内北口ビル21階 大野総合法律事務所  
Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保  
護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA,  
BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN,  
CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES,  
FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN,  
IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS,  
LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY,  
MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT,  
QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM,  
ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US,  
UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW).
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保  
護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW,  
MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユー  
ラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨー

[続葉有]

(54) Title: TERMINAL FOR LOCATION INFORMATION SERVICE, WIRELESS SIGNAL DETECTION DEVICE, AND SERVER

(54) 発明の名称: 位置情報サービスのための端末、無線信号検知装置及びサーバー



- 100 Terminal
- 110 ID acquisition unit
- 120 ID storage unit
- 130, 260 Wireless communication unit
- 140 Wireless signal transmission section
- 200 Wireless signal detection device
- 210 Wireless signal reception unit
- 220 List acquisition unit
- 230 List storage unit
- 240 ID detection unit
- 250 ID transmission unit
- 400 Location information management server
- 410 ID assignment unit
- 420 User information storage unit
- 430 Terminal information storage unit
- 440 List extraction unit
- 450 Detection device information storage unit
- 460 Detection information acquisition unit
- 470 Detection information storage unit
- 480 Terminal location information acquisition unit

(57) Abstract: The present invention enables provision of different information and services depending on the location of a terminal without using the fixed media access control (MAC) address of the terminal in consideration of user privacy. In the present invention, there is a server for providing a service which acquires location information of a terminal according to which of a plurality of distributed detection devices receives a wireless signal from the terminal. In response to a request from the terminal, the server assigns the terminal with terminal identification information matching the format of information included as a standard in the wireless signal. The terminal transmits the wireless signal with the assigned terminal identification information included therein. The terminal identification information has a MAC address format or a service set identifier (SSID) format, which is one information component of a management frame in the wireless LAN standards.

(57) 要約:

[続葉有]



WO 2015/186281 A1



ロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

— 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

---

ユーザのプライバシーに配慮し、端末が固定的に有しているMACアドレスを使用せずに、端末の位置に依存した情報やサービスを提供することを可能にする。端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供するためのサーバーが、端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当てる。端末は、無線信号に、割り当てられた端末識別情報を含めて送信する。端末識別情報は、例えば、MACアドレスの形式を有するもの又は無線LAN規格の管理フレームの情報要素の一つであるSSIDの形式を有するものとする。

## 明 細 書

発明の名称：

位置情報サービスのための端末、無線信号検知装置及びサーバー

### 関連する出願

[0001] 本出願では、2014年6月6日に日本国に出願された特許出願番号2014-118194の利益を主張し、当該出願の内容は引用することによりここに組み込まれているものとする。

### 技術分野

[0002] 本発明は、地理的に分散して設置されている無線信号検知装置を利用して、移動する端末のその時々を位置を把握し、各位置に応じた情報もしくはサービスを提供するための技術に関し、特に、端末の位置情報を求める方式に関する。

### 背景技術

[0003] 近年、GPSの電波が届きにくい屋内や地下等の空間において、携帯機器の使用者が歩行中に、該携帯機器の位置情報をリアルタイムで得て、位置情報に依存した情報やサービスを提供するための技術が、活発に開発されている（例えば、非特許文献1を参照）。

[0004] 位置情報を求める方式のうち、無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を用いるものとしては、端末側で、一つ又は複数の無線LAN基地局との間の受信信号強度（RSSI）を計測して三辺測量等によって位置を推定する方式と、無線ネットワークインフラ側にある基地局で、端末から発信されるプローブ要求に含まれるMAC（メディア・アクセス・コントロール）アドレスを取得して、端末の存在を識別する方式とがある。

[0005] 前者は、端末アプリケーションの導入を前提としており、後者は、端末アプリケーションの導入を前提とせずに行動履歴の取得を行う用途に使うことができる。但し、後者でも、サービスの利用者と端末のMACアドレスを対応付けるためには、MACアドレスをサービスの登録システムへ転記する等

して、そのMACアドレスに対応付けられる個人を特定することになる。このような場合は、端末アプリケーションを介して自動的に、MACアドレスをサービスの管理システムに登録するような機構の方が効率的である。また、利用者に対してプッシュ通知を行う等の場合も、個人を特定するため、端末アプリケーションの導入が望ましい。

## 先行技術文献

## 非特許文献

- [0006] 非特許文献1：「特集 歩み出す屋内測位」日経エレクトロニクス 2013年5月27日号、27～41頁

## 発明の概要

### 発明が解決しようとする課題

- [0007] 無線ネットワークインフラ側で端末を識別する方式において、ユーザが受けるサービスが個人の特定を必要とするものである場合には、以下の問題が考えられる。
- [0008] 一つの問題は、プライバシーの観点から、MACアドレスを通信以外の用途で利用することは適切ではないという見解があることである。これは、2015年に予定されている個人情報保護法改正でも、議論の対象となっている（内閣IT総合戦略本部「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」2013年12月20日決定）。
- [0009] ここでいうプライバシーの観点とは、端末（例えば、スマートフォン）のMACアドレスはその端末のユーザと紐付いていると考えられるため、あるサービスAを使用した端末のMACアドレスと別のサービスBを使用した端末のMACアドレスが同じであれば、各々のサービスの利用者の登録情報が異なる場合や未登録である場合でも、同じユーザが両方のサービスを利用しているものとして、ユーザの行動を容易に追跡できてしまうということである。
- [0010] さらに、MACアドレスは、ハードウェアで決まることから、買い換えや

部品交換を行わない限り、オプトアウトできないということも問題視されており、匿名化の必要性が求められている。

[0011] もう一つの問題は、端末にインストールされているOS（オペレーティング・システム）によっては、端末アプリケーションによるMACアドレスの取得が制限される場合があることである。例えば、アップル社が提供するiOS 7.0以降等では、スマートフォンのOS側で、API（アプリケーション・プログラム・インタフェース）によるMACアドレス取得を禁止するようになっており、利用者とMACアドレスを対応付けるハードルが上がってきている。

[0012] このような制限下で、利用者とその利用端末のMACアドレスを対応付けるには、端末アプリケーションで自動的に行うことができないため、例えば、ユーザが対象端末の設定画面から目視でMACアドレスを知覚し、登録システムに手動で転記するような手法を採ることになると考えられる。これは、プライバシーの保護を優先する結果として、ユーザの利便性を低下させることになり、サービスの普及を難しくする。

[0013] 上述した問題は、端末の識別にMACアドレスを使用するために生じるものである。そこで、本発明は、ユーザのプライバシーに配慮し、端末が固定的に有しているMACアドレスを使用せずに、端末の位置に依存した情報やサービスを提供することを可能にするための仕組みを実現する。

### 課題を解決するための手段

[0014] 本発明の原理に従う一例に係る端末は、端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供するためのサーバーと通信する手段と、前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けて該端末識別情報を記憶する手段と、前記無線信号に前記端末識別情報を含めて送信する手段とを備える。

[0015] この構成により、端末が固定的に有しているMACアドレスではなく、サーバーにより一時的に割り当てられた端末識別情報を用いて、端末からの無

線信号を受信する無線ネットワークインフラ側で、端末を識別し、その位置情報を求めることが可能になる。

### 発明の効果

[0016] 本発明によれば、端末からの無線信号を受信する無線ネットワークインフラ側で、端末の識別にMACアドレスを使用せずに、端末の位置情報を求めて、端末のユーザに、プライバシーを保護しつつ、位置に依存した情報やサービスを提供することが可能になる。

### 図面の簡単な説明

[0017] [図1]本発明の実施の形態の一例に係る位置情報サービスシステムの全体構成を示す図。

[図2]図1の例における各端末と、各無線信号検知装置と、位置情報管理サーバーの内部構成の一例を示す機能ブロック図。

[図3]位置情報管理サーバーにおける利用者情報記憶部の記憶内容の一例を示す図。

[図4]位置情報管理サーバーにおける端末情報記憶部の記憶内容の一例を示す図。

[図5]位置情報管理サーバーにおける検知装置情報記憶部の記憶内容の一例を示す図。

[図6]位置情報管理サーバーにおける検出情報記憶部の記憶内容の一例を示す図。

[図7]位置情報管理サーバーの管理者に対して表示される画面の一例を示す図。

[図8]端末と位置情報管理サーバーにより行われる端末識別情報を割り当てるための手順の一例を示すフロー図。

[図9]端末識別情報を割り当てる際に端末のユーザに対して表示される画面遷移の一例を示す図。

[図10]無線信号検知装置が端末識別情報を検出するための照合情報を位置情報管理サーバーから取得するための手順の一例を示すフロー図。

[図11]端末が無線信号に端末識別情報を含めて送信するための処理の一例を示すフロー図。

[図12]端末が無線信号に端末識別情報を含めて送信するための処理の別の例を示すフロー図。

[図13]端末が送信する無線信号の一例であるプローブ要求フレームの規格上のフォーマットを示す図。

[図14]無線信号検知装置が受信した無線信号から端末識別情報を検出して位置情報管理サーバーへ通知するための手順の一例を示すフロー図。

[図15]図14の例において照合情報を用いる処理の例を示すフロー図。

[図16]無線信号検知装置が受信した無線信号から端末識別情報を検出して位置情報管理サーバーへ通知するための手順の別の例を示すフロー図。

[図17]図16の例において照合情報を用いる処理の例を示すフロー図。

[図18]端末が位置情報管理サーバーからオプトアウトするための手順の一例を示すフロー図。

[図19]端末がオプトアウト時に端末識別情報を削除する処理の一例を示す図。

[図20]端末がオプトアウト時に端末識別情報を削除する処理の別の例を示す図。

### 発明を実施するための形態

[0018] 上述した本発明の原理に従う一例に係る端末の構成において、前記端末識別情報は、MACアドレスの形式を有するものとしてもよい。

[0019] この端末識別情報は、形式は、MACアドレスであるが、その内容は、端末との対応関係が固定的である本来のMACアドレスとは異なる、仮想MACアドレスである。したがって、あるサービスの利用者として割り当てられる仮想MACアドレスと、別のサービスの利用者として割り当てられる仮想MACアドレスは、別のものとなり、また、あるサービスからある時期割り当てられていた仮想MACアドレスと、一旦そのサービスから離脱し、その後改めて同じサービスに加入した際に割り当てられる仮想MACアドレスは

、別のものとすることができるから、ユーザの行動を追跡されにくくすることが可能になる。

[0020] 上記の構成において、前記端末識別情報は、前記無線信号に含まれるヘッダの送信元アドレスの形式に適合するものとしてもよい。

[0021] 無線信号のヘッダの送信元アドレスのフィールドには、本来、例えば、MACアドレスが書き込まれて、無線信号による通信が行われるが、代わりに、上述した仮想MACアドレスを書き込んでも、その無線信号による通信を同様に行うことが可能である。

[0022] この場合の無線信号としては、例えば、無線LANで送信されるフレームを使うこともできるし、Bluetooth（登録商標）で送信される信号を使うことも可能である。使用する無線信号の種類に応じた無線信号受信機能を、分散配置する複数の検知装置に備えさせておけばよい。

[0023] 上記の構成において、前記端末識別情報は、無線LAN規格（例えば、802.11仕様）の管理フレームの情報要素の一つであるSSID（サービスセット識別子）の形式を有するものとしてもよい。

[0024] SSIDは、規格上、各々の無線LANの運用管理者が自ネットワークの識別情報を設定することが予定されている情報要素である。通常は、無線LAN基地局が、自局を識別するSSIDを有しており、端末は、接続したいネットワークのSSIDを当該情報要素として書き込んで、管理フレームを送信する。この管理フレームを受信した各無線LAN基地局のうち、端末に指定されたネットワークのSSIDを有する基地局が、管理フレームに対する処理や端末への応答を行う。

[0025] このSSIDを、各端末に割り当てられた端末識別情報とし、各検知装置が、受信した管理フレームにそのようなSSIDが含まれていればSSIDの表す端末識別情報をサーバーへ通知するという処理を行うことにより、MACアドレスを使わずに、端末の位置情報を求めることが可能になる。特に、カスタマイズできる範囲が制限されているOSがインストールされている端末の場合、仮想MACアドレスが利用できないことがあるため、SSID

の利用が有効である。

[0026] このSSIDも、上述した仮想MACアドレスと同様に、あるサービスの利用者として割り当てられるSSIDと、別のサービスの利用者として割り当てられるSSIDは、別のものとなり、また、あるサービスからある時期割り当てられていたSSIDと、一旦そのサービスから離脱し、その後改めて同じサービスに加入した際に割り当てられるSSIDを、別のものとしてすることができるから、ユーザの行動を追跡されにくくすることが可能になる。

[0027] この場合の無線信号としては、例えば、無線LAN規格のプロブ要求フレーム又はアソシエーション要求フレームもしくは再アソシエーション要求フレームを使うことができる。

[0028] プロブ要求フレームは、端末が無線LAN基地局へ向けて送信することが予定されている最初のフレームであるため、そのフレームに含まれるSSIDにより、無線ネットワークインフラ側が端末識別情報を検出するようにすると、効率的である。但し、プロブ要求フレーム及びそれへの応答が送受信された後に端末がネットワークに加入するために送信するアソシエーション要求フレーム、及び／又は、その後に移動した端末がネットワークと再びアソシエーションを確立するために送信する再アソシエーション要求フレームに、SSIDとして端末識別情報を含ませるようにしてもよい。SSIDとして端末識別情報を含ませる管理フレームの種類に応じて、分散配置する複数の検知装置に端末識別情報の検出処理を行う対象を設定しておけばよい。

[0029] 上記の構成において、前記端末識別情報は、無線LAN規格の管理フレームに含まれる情報のうち該規格に定められた意味を有さなくても該管理フレームを前記検知装置が受信することのできる情報の形式に適合するものとしてもよい。

[0030] 例えば、無線LAN規格の管理フレームのMACヘッダにおける宛先アドレスもしくはBSSIDのフィールドを用いたり、フレーム本体に含めることのできる何らかの情報要素を用いたりしてもよい。

- [0031] 上記の構成において、前記無線信号に基づいて前記サービスのための処理を行う前記検知装置は、前記無線信号に基づいて端末をネットワークに接続するための通信処理を行うことはないものであり、端末がネットワークを介して通信するための無線信号は、前記端末識別情報を含む無線信号とは別に、送信されるようにしてもよい。
- [0032] このように、位置情報サービスのための検知装置を、通信サービスのための無線LAN基地局とは別に設けられるようにすると、提供したい位置情報サービスの内容に合わせて、多数の検知装置を分散配置することが可能になり、測位の精度を高めることも可能になる。
- [0033] 上記の構成において、前記無線信号に基づいて前記サービスのための処理を行う前記検知装置は、前記無線信号に対する通信処理を行い、端末をネットワークに接続する機能をも備えるものであり、前記端末識別情報を含む前記無線信号は、端末がネットワークを介して通信するための情報をも含むものであるようにしてもよい。
- [0034] 例えば、無線LAN規格の管理フレームに含まれる情報の規格に定められた意味を維持しながら形式を適合させた端末識別情報を用いる場合には、通信サービスのための無線LAN基地局に、位置情報サービスのための機能を付加することにより、検知装置を構成することも可能である。
- [0035] 上述した仮想MACアドレスを用いる場合も、SSIDを用いる場合も、位置情報サービス専用の検知装置を設けてもよいし、無線LAN基地局と兼用の検知装置を設けてもよい。
- [0036] 上記の構成において、端末が、記憶された前記端末識別情報を削除するとともに、該端末識別情報の割り当てを前記サーバーに解除させる手段をさらに備え、その後、再び前記サービスの提供を受ける際には、新たな端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けるようにしてもよい。
- [0037] これにより、例えば、端末識別情報とユーザとの対応付けが第三者に漏洩して、第三者にユーザの行動が追跡されていることが疑われる場合等に、その端末識別情報を削除し、同じユーザに別の端末識別情報を新たに対応付け

ることによって、それ以上追跡できないようにすることが可能になる。

[0038] 本発明の原理に従う一例に係る端末は、無線信号を送信する機能を有する機器にプログラムをインストールすることにより、実現することが可能である。このインストールは、例えば、ユーザが、位置情報を求めるサービスを提供するためのサーバーから機器にプログラムをダウンロードして行ってもよいし、該サーバーとは別のアプリケーション配信サーバーから機器にプログラムをダウンロードして行ってもよい。

[0039] 上記のプログラムは、例えば、前記サービスを提供するためのサーバーと通信するためのプログラムコードと、前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けて該端末識別情報を記憶するためのプログラムコードと、送信する前記無線信号に前記端末識別情報を含めるためのプログラムコードとを備える。

[0040] 本発明の原理に従う一例に係る検知装置は、端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供するためのサーバーと通信する手段と、前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合するように前記サーバーにより複数の端末の各々に割り当てられた端末識別情報を検出するための照合情報を記憶する手段と、前記無線信号を受信する手段と、記憶されている前記照合情報を用いて、受信した前記無線信号に含まれる情報が前記端末識別情報であることを検出すると、該情報を前記サーバーへ通知する手段とを備える。

[0041] この構成により、無線信号を受信した検知装置は、例えば、その無線信号に含まれる送信元アドレスが、仮想MACアドレスであって、これを端末識別情報としてサーバーへ通知すべきなのか、そのような処理の対象外のMACアドレス（例えば、端末が固定的に有する本来のMACアドレス）なのかを、判別することが可能になる。

[0042] また、例えば、受信した無線信号に含まれるSSIDが、端末識別情報であって、サーバーへ通知すべきものなのか、そのような処理の対象外のもの

(例えば、端末が接続したいネットワークの識別情報)なのか、判別することが可能になる。

[0043] 上述した前者の例において、検知装置が、受信した前記無線信号が自装置の受信すべきものである場合に、該無線信号に含まれるヘッダの送信元アドレスを参照することにより、前記検出を行う手段と、受信した前記無線信号に対し、前記規格に従った通信処理を行う手段とをさらに備えるようにしてもよい。

[0044] 上述した後者の例において、検知装置が、受信した前記無線信号が無線LAN規格の所定の管理フレーム(例えば、無線LAN規格のプロブ要求フレーム又はアソシエーション要求フレームもしくは再アソシエーション要求フレーム)である場合に、該管理フレームの情報要素の一つであるSSIDを参照することにより、前記検出を行う手段と、受信した前記無線信号を、前記サーバーへの通知の後に廃棄する手段とをさらに備えるようにしてもよい。

[0045] 本発明の原理に従う一例に係る検知装置は、無線信号を受信する機能及び通信を行う機能を有する装置にプログラムをインストールすることにより、実現することが可能である。このインストールは、例えば、位置情報サービスの運用管理者が、装置にプログラムを導入することにより行ってもよい。

[0046] 上記のプログラムは、例えば、前記サービスを提供するためのサーバーと通信するためのプログラムコードと、前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合するように前記サーバーにより複数の端末の各々に割り当てられた端末識別情報を検出するための照合情報を記憶するためのプログラムコードと、記憶されている前記照合情報を用いて、受信した前記無線信号に含まれる情報が前記端末識別情報であることを検出すると、該情報を前記サーバーへ通知するためのプログラムコードとを備える。

[0047] 本発明の原理に従う一例に係るサーバーは、端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当てる手段と、分散配置された複数の検知装置のうち、前記端末からの

前記端末識別情報を含む無線信号を受信した検知装置から、通知を受け取る手段と、前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求める手段とを備える。

[0048] この構成により、サーバーが、位置情報サービスを受ける各々の端末に対して、端末識別情報を一時的に割り当てて、端末からの無線信号を受信する無線ネットワークインフラ側で、端末が固定的に有しているMACアドレスではなく、一時的に割り当てた端末識別情報により、端末を識別し、その位置情報を求め、位置に依存した情報やサービスを提供することが可能になる。

[0049] 上記の構成において、前記端末からの要求は、該端末を一意に特定する情報を含み、前記端末識別情報は、前記要求に含まれる前記端末を一意に特定する情報と、前記サービスを提供する主体を示す情報とに基づいて、生成されるものとしてもよい。

[0050] これにより、サーバーは、各端末を一意に識別し、グローバルユニークな端末識別情報を生成して、各端末に割り当てることが可能になる。

[0051] 上記の構成において、前記端末からの要求は、該端末のユーザの識別情報を含み、前記端末識別情報の割り当ては、前記要求に含まれるユーザの識別情報が前記サービスの利用者のものであるとして登録されている場合に、行われるようにしてもよい。

[0052] これにより、サーバーは、予め位置情報サービスの利用者として登録されているユーザと、端末識別情報との対応付けを行うことが可能になる。

[0053] 上記の構成において、サーバーが、前記複数の検知装置へ、各検知装置が受信した前記無線信号から前記端末識別情報を検出するための照合情報を、送信する手段をさらに備えるようにしてもよい。

[0054] これにより、各検知装置は、受信した無線信号に含まれる情報が、端末識別情報としてサーバーへ通知すべきものであることを、検出することが可能になる。

[0055] 上記の構成において、サーバーが、前記端末からの要求に応じて、該端末

への前記端末識別情報の割り当てを解除し、該端末識別情報と該端末のユーザの識別情報との対応を削除する手段をさらに備えるようにしてもよい。

[0056] これにより、ユーザの希望に応じて、位置情報サービスの利用を停止するとともに、以降、端末識別情報からユーザを特定した追跡をサーバーができないようにすることが可能になる。

[0057] 本発明の原理に従う一例に係るサーバーは、通信を行う機能を有するコンピュータにプログラムをインストールすることにより、実現することが可能である。このインストールは、例えば、位置情報サービスの運用管理者が、コンピュータにプログラムを導入することにより行ってもよい。

[0058] 上記のプログラムは、例えば、端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当てるためのプログラムコードと、分散配置された複数の検知装置のうち、前記端末からの前記端末識別情報を含む無線信号を受信した検知装置から、通知を受け取るためのプログラムコードと、前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求めるためのプログラムコードとを備える。

[0059] 本発明の原理に従う一例に係る方法は、端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供する方法であって、サーバーが、端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当て、前記端末が、前記無線信号に前記端末識別情報を含めて送信し、前記検知装置が、受信した前記無線信号に含まれる前記端末識別情報を、前記サーバーへ通知し、前記サーバーが、前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求めるものである。

[0060] 上述した発明の要素は、端末の発明として記載したものを検知装置やサーバーの発明に適用することも、検知装置の発明として記載したものを端末やサーバーの発明に適用することも、サーバーの発明として記載したものを端末や検知装置の発明に適用することも、可能である。また、上述した発明は、端末と検知装置とサーバーのうち、いずれか二つ以上を構成要素とするシ

システムの発明としても、これらシステム全体の方法の発明としても、システムの構成要素内又は構成要素間で行われる方法の発明としても、システム全体を実現するためのプログラム（又はそのプログラムを記録した記録媒体）の発明としても、個々の構成要素を実現するためのプログラム（又はそのプログラムを記録した記録媒体）の発明としても、成立するものである。

[0061] 以下、本発明の実施の形態に係る位置情報サービスシステムについて、例示のために、図面を用いて説明する。

[0062] 本実施形態は、無線ネットワークによる端末検知のサービスに、オン/オフの原則を適用し、端末識別を希望しない場合には行動や位置を把握させない、プライバシーに配慮した仕組みを実現可能なものである。

[0063] 無線ネットワークとして、W i F i（登録商標）等の無線LANを使用する場合には、利用者側に対して、B l u e t o o t h（登録商標）をオンにすることを要求せずに、位置情報サービスを提供することができる。また、端末で位置情報サービスを受けるためのアプリケーションが起動されていなくても、有用な情報をプッシュ通知する等の便益を提供するための基盤を実現することができる。

[0064] 図1は、本実施形態の一例に係る位置情報サービスシステムの全体構成を示す。本システムは、端末情報と利用者情報の管理を行う位置情報管理サーバー400と、無線信号を受信し端末を検知する複数の無線信号検知装置200（図1では201及び202）と、端末アプリケーション（以下、「被検知アプリ」ともいう）がインストールされた端末100（図1では101～104）とから、構成される。

[0065] 端末100と位置情報管理サーバー400とは、3G/LTE網300及びインターネット310を介して接続される。無線信号検知装置200は、自装置に無線信号が届く範囲にある端末100からの無線信号（例えば、プローブ要求）を受信して、端末識別情報（以下では、仮想MACアドレスの例と、SSIDの例を説明する）を検出し、位置情報管理サーバー400へ

通知する。複数の無線信号検知装置 200 と位置情報管理サーバー 400 とは、LAN/インターネット 320 及びインターネット 310 を介して接続される。

[0066] LAN 320 は、無線 LAN であってもよいし、代わりに 3G/LTE 網を用いても構わない。また、端末 100 がインターネット 310 に接続するのに、3G/LTE 網 300 の代わりに、無線 LAN を用いても構わない。この場合、網 300 として機能する無線 LAN の基地局は、無線信号検知装置 200 とは別に設けられていてもよいし、無線信号検知装置 200 が、無線 LAN 300 の基地局を兼ねていてもよい。

[0067] 位置情報管理サーバー 400 は、図 2 に例示するような機能部を備えており、利用者の管理（利用者情報記憶部 420）、端末への端末識別情報の決定と付与（ID 割当部 410 及び端末情報記憶部 430）、無線信号検知装置 200 を介して収集される検出情報の保持（検出情報取得部 460 及び検出情報記憶 470）等を行うほか、複数の無線信号検知装置 200 の管理（リスト抽出部 440 及び検知装置情報記憶部 450）、プッシュ通知サーバー 520 への指示等（端末位置情報取得部 480）を行ってもよい。

[0068] 無線信号検知装置 200 は、端末 100 から発信されるプローブ要求等から必要な情報を検出するための装置であり、図 2 に例示するような機能部を備えている。無線信号を受信（無線信号受信部 210）すると、端末識別情報等を検出（ID 検出部 240）し、検出した情報を位置情報管理サーバー 400 へ送信する（ID 送信部 250）。検出した情報を、無線信号検知装置 200 自体には保持することはない。無線信号検知装置 200 は、端末識別情報等を検出するために、位置情報管理サーバー 400 から送信されたリストの情報を保持（リスト取得部 220 及びリスト記憶部 230）している。無線信号検知装置 200 は、受信した無線信号に対して通常の通信処理を行う機能（無線通信部 260）を備えていても、備えていなくてもよい。

[0069] 端末 100 は、図 2 に例示するような機能部を備えており、端末 100 にインストールされた被検知アプリが、位置情報管理サーバー 400 に対して

、利用者情報の登録と端末識別情報の要求（ID取得部110及びID記憶部120）、プッシュ通知情報の表示等を行う。被検知アプリは、位置情報サービスの利用開始前に、アプリ配信サーバー510から取得できるようにしてもよい。

[0070] そして、端末100は、被検知アプリにより取得された端末識別情報を用いて、無線信号を送信（無線信号送出部140）する。この端末識別情報は、無線信号の規格上の形式に適合しているため、無線信号の送信は、端末100が元々備えている無線通信機能（無線通信部130）によって行うことができる。

[0071] 端末100へ被検知アプリを配信するためのアプリ配信サーバー510、端末100へプッシュ通知を行うためのプッシュ通知サーバー520、さらに、位置情報に基づいて端末100へ提供されるコンテンツを保管しているコンテンツサーバー530と、位置情報管理サーバー400とは、LAN／インターネット330に接続される。なお、位置情報に基づいて提供される情報を、被検知アプリへプッシュ配信するためには、端末100がインターネット到達性のある3G／LTE網に接続されているようにしておく。

[0072] 位置情報管理サーバー400は、データベースを持ち、以下の4つのテーブルを、それぞれ、利用者情報記憶部420、端末情報記憶部430、検知装置情報記憶部450、検出情報記憶470として、保持している。

[0073] 図3は、利用者情報テーブルの例を示しており、本位置情報サービスの利用者の識別情報（利用者ID）、パスワードのハッシュ、表示名が含まれている。

[0074] 図4は、端末情報テーブルの例を示しており、（a）は、端末識別情報として仮想MACアドレスを割り当てる場合、（b）は、端末識別情報としてSSIDを割り当てる場合である。なお、本例において、端末識別情報として用いるSSIDは、拡張（Extended）サービスセットの識別子であるため、以下では、「ESSID」と呼ぶこともある。

[0075] 図4の端末情報テーブルには、端末のUUID（ユニバーサリユニーク

識別子)、端末と対応付けられたユーザの本位置情報サービスにおける利用者ID、位置情報管理サーバー400が端末に付与した一意の仮想MACアドレス((a)の場合)又はESSID((b)の場合)、通知用のデバイストークンが含まれている。位置情報管理サーバー400において端末に関する情報を管理するのに適した形式のIDを、端末IDとして、UUIDとは別に、保持するようにしてもよい。

[0076] 図5は、検知装置情報管理テーブルの例を示しており、検知装置の識別情報(検知装置ID)、検知装置の設置場所の緯度、経度、所在地を示す郵便番号、設置されているフロア(フロアID)、エリア(エリアID)、建物名(建物ID)が含まれている。これにより、端末が、ある検知装置の無線信号受信範囲に入っていることが検出されると、その端末に紐づくユーザが、その検知装置の設置場所にいるものとして、その場所で役に立つ情報やサービスを提供することが可能になる。

[0077] 図6は、検出情報テーブルの例を示しており、検出された端末を示す識別情報(ここでは端末IDとしているが、UUIDとしてもよいし、仮想MACアドレス又はESSIDとしてもよい)、検出した検知装置の情報(ここでは検知装置IDとしているが、検知装置の設置場所の位置情報でもよい)、更新時刻が含まれる。端末が、一つの場所に長時間留まり、同じ検知装置によって繰り返し検出される場合、この更新時刻を上書きしていくようにしてもよい。

[0078] 検出情報テーブルには、端末が検出された最新の時点の情報だけを保持するようにしてもよいし、端末の移動に伴って複数の検出情報を履歴として保持するようにしてもよい。また、後述するように、端末からの一つの無線信号を複数の検知装置で受信し、その無線信号の電波強度を各検知装置で計測し、三辺測量で端末の位置を推定して、検知装置の設置場所単位よりも測位精度を上げる場合、推定された位置の情報を、検出情報テーブルに保持するようにしてもよい。

[0079] 図7は、位置情報管理サーバー400において、位置情報サービスに登録

済みの端末を確認するために、表示される画面の一例を示す。この画面には、登録済みの端末100のリストが表示され、利用者を識別する「利用者ID（表示名でもよい）」、位置情報管理サーバー400が付与した一意の「ESSID（仮想MACアドレスでもよい）」、無線信号検知装置200によって検知された最新の位置である「最終位置」、その最新の位置が得られた日時である「最終更新時刻」が表示されている。また、位置情報サービスの運用管理者が、利用者からのサービス利用停止の要請を受けて、登録されている情報を削除することができるように、削除ボタンが存在してもよい。

[0080] 図8は、端末情報の登録（オプトイン）を行うための手順の一例を示す。利用者は、端末100において、被検知アプリをダウンロードして実行する（S110）。そして、利用者ID等を入力して（S120）、登録処理を行う。

[0081] 被検知アプリは、登録処理を指示されるとUUIDを生成し、利用者IDとともに、位置情報管理サーバー400へ送信する（S130）。プッシュ通知サービスを利用する場合は、このときに、OSが提供するデバイストークンも併せて送信するとよい。

[0082] このように端末100から送信された登録要求を受け取った位置情報管理サーバー400は、端末識別情報として仮想MACアドレスを用いる場合、以下のように動作する。

[0083] ここで、端末のOSは、iOSのようにユーザがカスタマイズできないプロプライエタリOSと、Linux（登録商標）OSのようにユーザがカスタマイズできるオープンソースOSに分類される。プロプライエタリOSの場合は、ベンダー以外の第三者が改変を行うことができないため、後述するように、802.11の規約に準拠した動作フローを利用して、無線LANの個体識別をESSIDによって実現するとよい。これに対し、ある程度のカスタマイズが可能なオープンソースOSを搭載した端末の個体識別は、仮想MACアドレスによって実現することが可能である。

[0084] 位置情報管理サーバー400は、被検知アプリから取得したUUID及び

利用者IDがデータベース（端末情報記憶部430）に登録されているか確認し、登録がなければ現在時刻を基にしてハッシュを生成する。このハッシュを基にして24ビットのユニークな文字列に変換し、予め位置情報管理サーバー400が有しているIEEEのOUI（オーガニゼーションナリーユニーク識別子）と組み合わせて、48ビットの仮想MACアドレスを生成する（S140）。

[0085] そして、位置情報管理サーバー400は、生成した仮想MACアドレスと、端末から受け取ったUUID、利用者ID、デバイストークン等とを、データベース（端末情報記憶部430）に保存する（S150）と同時に、この仮想MACアドレスを含む端末設定情報ファイル（以下、「仮想MACアドレスデータ」ともいう）を作成し、既知の方法（例えば、HTTPレスポンス）により端末で取得させる（S160）。

[0086] 被検知アプリから、既に位置情報管理サーバー400のデータベースレコードに存在するUUID及び利用者IDが送信されてきた場合には、上記の処理と同様に仮想MACアドレスを生成し、データベースの当該レコードの仮想MACアドレスの欄を更新する。なお、後述するオプアウトが行われていれば、仮想MACアドレスの欄が空欄となっているから、そこに、新たに生成した仮想MACアドレスを書き込む。

[0087] 端末100では、被検知アプリが位置情報管理サーバー400から仮想MACアドレスデータを取得すると（S170）、仮想ネットワークインターフェースを作成し、取得した仮想MACアドレスとの紐付けを行う（S180）。この仮想ネットワークインターフェースを開始することにより、802.11の規約に従ってフレームが送信されるようになる。

[0088] 端末識別情報としてESSIDを用いる場合には、端末100から送信された上記の登録要求を受け取った位置情報管理サーバー400は、以下のよう動作する。

[0089] 位置情報管理サーバー400は、被検知アプリから取得したUUID及び利用者IDがデータベース（端末情報記憶部430）に登録されているか確

認し、登録がなければ現在時刻を基にしてハッシュを生成する。このハッシュに特定のプレフィックスとポストフィックスを追加し、グローバルユニークなESSIDを作成する(S140)。このとき、例えば、プレフィックスを「as12345\_」等とし、ポストフィックスを「\_nomap」とすることができる。プレフィックスは、管理者毎にユニークな値にすることが望ましい。ポストフィックスは、「\_nomap」に固定することによって、Google等の位置データベースに端末の情報を登録させないことができる。このESSIDは、全体で32文字以内になるように調整を行う。

[0090] 位置情報管理サーバー400は、生成したESSIDと、端末から受け取ったUUID、利用者ID、デバイストークン等とを、データベース(端末情報記憶部430)に保存する(S150)と同時に、このESSID仮想MACアドレスを含む端末設定情報ファイル(例えば、mobileconfig)を作成し、既知の方法(例えば、HTTPレスポンス)により端末で取得させる(S160)。

[0091] 被検知アプリから、既に位置情報管理サーバー400のデータベースレコードに存在するUUID及び利用者IDが送信されてきた場合には、上記の処理と同様にESSIDを生成し、データベースの当該レコードのESSIDの欄を更新する。なお、後述するオプトアウトが行われていれば、ESSIDの欄が空欄となっているから、そこに、新たに生成したESSIDを書き込む。

[0092] 端末100では、被検知アプリが位置情報管理サーバー400からESSIDを取得すると(S170)、これを含む端末設定情報ファイルを保存して、ESSIDを登録する(S180)。この登録を行った端末は、定期的に、無線ネットワークに対するプローブ要求を行うようになり、そのプローブ要求に、取得したESSIDが含まれる。

[0093] 図9には、上記の手順における端末側の画面遷移の一例を示す。(1)は、被検知アプリの起動直後の画面である。登録ボタンと削除ボタンがあり、登録ボタンを押すと、(2)の画面に遷移する。(2)は、端末識別情報を

要求するための画面である。この画面は、位置情報管理サーバー400が生成するHTMLを端末のブラウザで表示させており、「位置情報設定を保存」ボタンを押すと、位置情報管理サーバー400に対して、被検知アプリが生成したUUIDと、プッシュ通知用デバイストークンを、POSTする。

[0094] そして、位置情報管理サーバー400が、一意の仮想MACアドレス又はESSIDを生成し、端末用のプロフィールを作成し、端末へ提供すると、(3)の画面が表示される。ここで、「インストール」ボタンを押すと、ユーザにプロフィールの保存許可を求める(4)の画面へ遷移する。ユーザが、(5)の画面に示すように端末のパスコードを入力すると、プロフィールを保存することができ、(6)の画面が表示される。ここで、「完了」ボタンを押すと、被検知アプリの最初の画面へ自動的に遷移する。

[0095] 図10は、無線信号検知装置200が、受信した無線銀号から端末識別情報等を検出して位置情報管理サーバー400へ伝えるために、位置情報管理サーバー400からリストを取得するための手順の一例を示す。

[0096] 端末識別情報として仮想MACアドレスを用いる場合は、無線信号検知装置200は、仮想MACアドレスの検知に利用するOUIリスト(MACアドレスの上位24ビットを構成するベンダーID)を取得する。

[0097] 無線信号検出装置200が、位置情報管理サーバーに対してOUIリストを要求すると(S210)、位置情報管理サーバー400は、設定ファイルまたはOUI管理テーブルからOUIリストを抽出し(S230)、無線信号検知装置へ送信する(S260)。OUIリストが存在しない場合は(S240)、無線信号検知装置へエラーを送信する(S250)。無線信号検出装置200は、OUIリスト要求結果を取得し(S270)、OUIリストとしてファイルまたは自身のデータベースに保存する(S280)。

[0098] 端末識別情報としてESSIDを用いる場合は、無線信号検知装置200は、登録済みのESSIDリストを取得する。

[0099] 無線信号検出装置200が、位置情報管理サーバーに対してESSIDリストを要求すると(S210)、位置情報管理サーバー400は、データベ

ースの端末情報テーブルからESSIDを抽出してESSIDリストを作成しており（S230）、ESSIDリストが存在する場合は、それを要求結果として無線信号検知装置へ送信する（S260）。ESSIDが一つも登録されていない場合は（S240）、無線信号検知装置へエラーを送信する（S250）。無線信号検出装置200は、ESSIDリスト要求結果を取得し（S270）、ESSIDリストとしてファイルまたは自身のデータベースに保存する（S280）。

[0100] 図11は、位置情報管理サーバーから取得した仮想MACアドレスを端末識別情報として用いる場合に、端末がフレーム送信を行う手順の一例を示す。

[0101] ここで、端末1と端末N（Nは2以上）が存在するネットワーク環境において、端末1から端末2に対して、TCP/IPによる通信を行う場合、端末1は、端末2のIPアドレスから端末2のMACアドレスを調べるために、arp要求を送信する（以下の例では、端末1のIPアドレスを「192.168.0.10」、端末2のIPアドレスを「192.168.0.20」とする）。

[0102] 例えば、端末1のコンソールからarpコマンド（「arp 192.168.0.20」）が入力された場合（S310）、端末1のOSは、無線ネットワークインターフェースがオンかどうかを確認し（S320）、オンであれば、端末1のMACアドレスを送信元MACアドレスとしてフレームのヘッダ部及びデータ部に書き込み（S330）、端末1のIPアドレスを送信元IPアドレスとしてフレームのデータ部に書き込み（S340）、目標となる端末2のIPアドレスを目標IPアドレスとしてフレームのデータ部に書き込み（S350）、ブロードキャスト（「ff:ff:ff:ff:ff:ff」）を宛先MACアドレスとしてフレームのヘッダ部に書き込んで、arp要求を送信する（S360）。

[0103] ネットワーク内の別の端末2は、arp要求を受信し（S370）、指定された目標IPアドレスを自身が保持している場合には（S375）、端末2のMACアドレスをarp応答に含めて、端末1（arp要求の送信元M

ACアドレス) に対して返信する (S380)。arp 応答を受信した端末 1 は、端末 2 の MAC アドレスを知ることができる (S390)。

[0104] このとき、端末 1 は、arp 要求フレームのヘッダ部の送信元 MAC アドレスに、端末 1 の仮想 MAC アドレス (「00:00:5e:1b:6a:2b」) を書き込むことができ、無線信号検知装置 200 は、受信した無線信号のフレームのヘッダ部の送信元 MAC アドレスに相当する 48 ビットのうちの上位 24 ビットのビット配列を、OUI リストと照らし合わせて評価することで、受信した無線信号に検知対象となる端末識別情報 (仮想 MAC アドレス) が含まれているかどうかの振り分けを行うことができる。含まれていると判断される場合は、無線信号検知装置 200 は、その送信元 MAC アドレスに相当する 48 ビットの情報 (もしくは OUI を除く下位 24 ビットの情報) を、位置情報管理サーバー 400 へ送信する。

[0105] 端末 1 は、arp 要求に限らず、送信するいずれのフレームについても、ヘッダ部の送信元 MAC アドレスに仮想 MAC アドレスを書き込むことができ、無線信号検知装置 200 は、arp 要求に限らず、受信した所定のフレームもしくは全てのフレームについて、ヘッダ部の送信元 MAC アドレスから端末 1 の端末識別情報を検出することができる。

[0106] また、端末 2 も、本位置情報サービスに登録していれば、arp 応答フレームのヘッダ部の送信元 MAC アドレスに、端末 2 の仮想 MAC アドレス (「00:00:5e:23:15:e4」) を書き込むことができ、無線信号検知装置 200 は、同様に、受信したフレームから端末 2 の端末識別情報を検出することができる。

[0107] なお、端末 1 は、arp 要求のデータ部にも、送信元 MAC アドレスとして端末 1 の仮想 MAC アドレスを書き込み、端末 2 は、arp 応答のデータ部にも、送信元 MAC アドレスとして端末 2 の仮想 MAC アドレスを書き込むから、無線信号検知装置 200 は、これらフレームのデータ部から、端末識別情報を検出するようにしてもよい。

[0108] 図 12 は、位置情報管理サーバーから取得した ESSID を端末識別情報

として用いる場合に、端末がプローブ要求を送信する手順の一例を示す。

- [0109] 端末の電源がオンとなり、OSが起動すると(S410)、無線LANのオン/オフを検出する(S420)。無線LANがオンである場合は、プローブ要求のタイミングかどうかを判定し(S430)、プローブ要求のタイミングであれば、OSのネットワーク設定を保持する場所にESSIDが指定されているかどうかを判別する(S440)。一つもESSIDが指定されていない場合は、ブロードキャストSSIDを含むプローブ要求フレームを無線ネットワークへ送信する(S450)。
- [0110] 一つ以上の指定されたESSIDが存在する場合は、登録済みESSIDを含むプローブ要求フレームを無線ネットワークへ送信(S460)し、存在する全てのESSIDの送信が終わるまで処理を継続する(S470)。全ての送信が完了すると、次のプローブ要求送信タイミングまで待機する(S480)。
- [0111] 端末は、上記のように送信したプローブ要求に対するプローブ応答を受信した場合は、802.11の規約に従って所望の処理に移行する。無線信号検知装置200が、通常の通信処理を行わない、本位置情報サービスに専用の装置である場合には、位置情報管理サーバー400から取得したESSIDを含むプローブ要求に対するプローブ応答は、返信されないことがある。
- [0112] 図13には、プローブ要求フレームの規格上のフォーマットを示しておく。無線LAN規格の管理フレームのフォーマットや、含まれる情報の意味については、例えば、マシュー・ガスト著「802.11無線ネットワーク管理 第2版」(オライリー・ジャパン、2013年8月23日 初版第4刷発行)等に記載されている。
- [0113] 一般に、無線LANでは、端末が、特定のESSIDをもつ無線アクセスポイントと通信するために、そのESSIDと同一の文字列を含むプローブ要求をブロードキャストしているが、本システムでは、端末が特定の無線アクセスポイントと接続するためにESSIDの文字列をブロードキャストするのではなく、位置情報管理サーバー400からサービス利用登録時に指定

されたESSIDをブロードキャストする。

[0114] 本システムで指定されるESSIDは、端末に対して一意であり、このESSIDを自ネットワークの識別情報として待ち受ける無線アクセスポイントは、無線ネットワーク上に存在しない。代わりに、本システムにおける複数の無線信号検知装置は、いずれも、端末からこのESSIDを含めてブロードキャストされるプローブ要求フレーム（アソシエーション要求フレーム及び／又は再アソシエーション要求フレームとしてもよい）をキャプチャし、位置情報管理サーバー400へ対象となるESSIDの検出を報告するために利用する。本システムで指定されるESSIDを含むフレームは、端末を無線LANに接続して通信を可能にさせるために使用されることのないものとしてもよい。

[0115] 図14は、無線信号検知装置200が、無線ネットワークのフレーム情報を取得して、既知の送信元アドレス（仮想MACアドレス）を、位置情報管理サーバー400へ送信する手順の一例を示す。図14では、無線信号検知装置200が、本位置情報サービスのための処理に加えて、通常の無線LAN基地局としての通信処理も行う場合を例示する。

[0116] 無線信号検知装置200は、まず、無線ネットワークの情報取得（キャプチャ／ダンプ）ができるかを確認し（S510）、可能な場合はフレーム情報を取得して（S520）、ブロードキャスト宛のフレームか否かを評価する（S520）。ユニキャスト宛のフレームである場合は、宛先アドレスが既知（自身が処理すべきもの）であるか否かを評価する（S530）。既知でない場合は、取得したフレーム情報を破棄する（S550）。

[0117] そして、ブロードキャスト宛もしくは既知のアドレス宛である場合は、フレーム情報に対する通信処理を行う（S570）とともに、フレームのヘッダ情報（もしくは端末識別情報が含まれていることが期待されるフレームの部分）をコピーして（S560）、以下の処理を行う。

[0118] まず、送信元MACアドレスの上位24ビットが、検知対象となる既知のOUIであるか否かを確認し（S600）、対象となる場合は、位置情報管

理サーバー４００へ、当該送信元アドレス（端末の仮想MACアドレス）と、自身の検知装置IDと、検知時刻とを送信する（S650）。

[0119] 位置情報管理サーバー４００は、無線信号検知装置２００から送信された仮想MACアドレス検出情報を取得し（S660）、データベースの検出情報テーブルにレコードを追加し、無線信号検知装置２００へ、処理結果を送信する（S670）。

[0120] 無線信号検知装置２００は、受信した処理結果を確認し（S680）、コピーしたフレーム情報を破棄する（S690）。受信した処理結果（S680）が、正常に送信されなかったことを示している場合は、再送信（S650）を指示する等、所望の処理を行う。

[0121] 上記の手順において、送信元MACアドレスが、検知対象とすべき登録済み仮想MACアドレスか否かかの判定を行う部分の詳細を、図15に示す。

[0122] 無線信号検知装置２００は、まず、OUIリストがファイルまたはデータベースに存在するかどうかを確認する（S602）。リストが存在する場合は、検出した送信元アドレスの上位24ビットが、OUIリストに登録されているOUIに合致するかどうかを確認し（S604）、リストに登録されている場合は、既知の仮想MACアドレスと判定する（S608）。登録されていない場合は、対象外のMACアドレスと判定し（S606）、情報を破棄する（S690）。

[0123] 図16は、無線信号検知装置２００が、無線ネットワークのフレーム情報（本例では、プローブ要求フレームとする）を取得して、既知のESSIDを、位置情報管理サーバー４００へ送信する手順の一例を示す。図16では、無線信号検知装置２００が、本位置情報サービスに専用の装置であり、通常の無線LAN基地局としての通信処理は行わない場合を例示する。

[0124] 無線信号検知装置２００は、まず、無線ネットワークの情報取得（キャプチャ／ダンプ）ができるかを確認し（S710）、可能な場合は、ブロードキャスト宛のフレーム情報を取得する（S720）。情報取得が制限されている場合は、処理を終了する。

- [0125] そして、取得したフレームがプローブ要求である場合は（S 7 3 0）、そのプローブ要求に、既知の登録済みESSIDが含まれるか否かを判定する（S 8 0 0）、含まれる場合は、位置情報管理サーバー400へ、検出したESSID（端末識別情報）と、自身の検知装置IDと、検知時刻とを送信する（S 8 5 0）。プローブ要求ではなかった場合及び既知のESSIDが含まれていなかった場合は、取得したフレーム情報を破棄する（S 8 9 0）。
- [0126] 位置情報管理サーバー400は、無線信号検知装置200から送信されたESSID検出情報を取得し（S 8 6 0）、データベースの検出情報テーブルにレコードを追加し、無線信号検知装置200へ、処理結果を送信する（S 8 7 0）。
- [0127] 無線信号検知装置200は、受信した処理結果を確認し（S 8 8 0）、取得したフレーム情報を破棄する（S 8 9 0）。受信した処理結果（S 8 8 0）が、正常に送信されなかったことを示している場合は、再送信（S 8 5 0）を指示する等、所望の処理を行う。
- [0128] 上記の手順において、プローブ要求に含まれるSSIDが、検知対象とすべき登録済みESSIDか否かの判定を行う部分の詳細を、図17に示す。対象となるESSIDか否かの判定は、無線信号検知装置200にデータベースを持たせて、位置情報管理サーバー400から発行済みESSIDのデータを予めキャッシュしておいてもよいし、ESSIDの文字列が特定のパターンの場合は位置情報管理サーバー400へ報告するという手法をとってもよい。
- [0129] 無線信号検知装置200は、まず、ESSIDリストがファイルまたはデータベースに存在するかどうかを確認する（S 8 0 2）。リストが存在する場合は、受信したプローブ要求から検出したSSIDが、ESSIDリストに登録されているESSIDであるかどうかを確認し（S 8 0 4）、リストに登録されている場合は、既知のESSIDと判定する（S 8 0 6）。登録されていない場合は、対象外のSSIDと判定し（S 8 0 8）、8 0 2. 1

1の規約に従って所望の処理を行うか、あるいは、情報を破棄する（S890）。

[0130] また、無線信号検知装置200は、ESSIDリストが存在しない場合には、既知のESSIDパターンと合致するかどうかの比較を行う（S810）。例えば、プレフィックスが「as\_」で始まり、ポストフィックスが「\_nomap」で終わるSSIDであるならば（S812）、対象とみなして、既知のESSIDであると判定し（S806）、そうでなければ、対象外のSSIDと判定する（S814）。この既知のESSIDパターンは、予め位置情報管理サーバー400から取得してもよいし、手動で無線信号検知装置200に設定しておくのもよい。

[0131] 図14の例においても、図16の例においても、無線信号検知装置200から位置情報管理サーバー400への検出情報の報告は、逐次送信によって報告してもよいし、一旦蓄積しておいて定期的に送信するようにしてもよい。報告される検出情報には、仮想MACアドレス又はESSIDに加えて、受信された無線信号のRSSI（受信信号電波強度）又は当該RSSIによって計算された端末と検知装置との距離情報を含んでもよい。

[0132] この場合、一つの端末からの無線信号を複数の検知装置で受信してRSSIを得ていれば、複数の検知装置で計測した電波強度又はそれに基づく距離情報から、三辺測量で、端末の位置を特定することが可能になる。同じ端末からの無線信号であることを、上述した仮想MACアドレス又はESSIDと、検出時刻の情報により、特定することができる。

[0133] つまり、無線LANを利用した既存のインフラ測位では、端末から発信される無線信号を複数の無線LAN基地局が取得して、その無線信号に含まれる端末のMACアドレスとRSSIを用いて三辺測量を行い、端末の位置を計算することができるが、このMACアドレスに代えて、本システムにおけるMACアドレス形式又はSSID形式の端末識別情報を用いることで、既存の測位方式と同様の位置推定を実現することが可能である。

[0134] 複数の無線信号検知装置200から位置情報管理サーバー400に収集さ

れた検出情報に基づいて作成される端末位置情報データベースの情報は、Web API等を通じて、他のシステムと連携させることができる。

[0135] このとき、プッシュ通知を所望するサービスと連携させる場合は、仮想MACアドレス又はESSIDに対応して記憶されているデバイストークンを抽出し、プッシュ通知サービスを提供するサーバーへ通知依頼を行う。被検知アプリへプッシュ通知を送信するという方法以外に、予め指定されたメールアドレス、SMS/MMS（ショートメッセージ）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等に通知するような応用も可能である。

[0136] 被検知アプリがインストールされた端末は、プッシュ通知サービスから通知を受信する。利用者の操作によって被検知アプリを起動させることができる。プッシュ通知サービスを受信する際に被検知アプリが非起動状態やロック画面になっている状態であっても、OSの機能により通知を受信させることができる。

[0137] 図18は、端末情報の削除（オプトアウト）を行うための手順の一例を示す。被検知アプリは、位置情報管理サーバー400に対して、端末情報の削除を要求できる。位置情報管理サーバー400は、被検知アプリから削除要求を受信した場合、データベースから該当するレコードを削除する。削除要求は、UUIDと利用者IDが一致した場合に実行してもよいし、予め利用者IDとパスワードの組み合わせ又は認証トークン等を登録させておき、削除を実行する前に認証するようにしてもよい。

[0138] ここで、端末情報を削除し、端末の位置情報を求めるサービスを終了するためには、位置情報管理サーバー400のデータベースに登録済みの端末情報テーブルのレコードを削除又は無効化する第1のステップと、端末上のOS内部に記録された仮想MACアドレス情報と仮想ネットワークインターフェース又はSSID情報を削除する第2のステップとを行う。

[0139] 第1のステップのみを実行した場合でも、サーバー側で端末の位置を検知することはできなくなるが、第2のステップを実行することで、端末識別情報を含むフレームの送信を停止することができるため、両方のステップを実

行することで、完全なオプトアウトを実現できる。

- [0140] 図18は、端末から要求して、位置情報管理サーバー400のデータベースに登録済みの端末情報テーブルのレコードを削除する、第1のステップの手順を例示する。
- [0141] 端末100において、被検知アプリを起動し（S910）、位置情報管理サーバー400に対して端末情報削除要求を送信する（S915）。この要求には、端末のユーザの利用者IDや端末のUUIDを含める。
- [0142] 位置情報管理サーバー400は、端末情報削除要求を取得し（S920）、利用者IDとUUIDが登録済みかどうかを確認する（S922）。登録済みの場合は、データベースから当該レコードを削除し（S924）。登録されていない場合は、エラーメッセージを作成し（S926）、削除結果通知として端末へ送信する（S928）。
- [0143] 端末100は、通知された削除結果を確認し（S930）、正常に削除されなかったことを示している場合は、端末情報削除要求を再送信する。正常に削除されたことを確認した場合は、続けて、図19又は図20の処理を行う。
- [0144] 図19は、仮想MACアドレスを端末識別情報として用いる場合に、端末上で仮想ネットワークインターフェースを停止し、同仮想ネットワークインターフェースと仮想MACアドレスを削除する第2のステップの手順を例示する。
- [0145] 端末100は、仮想MACアドレスデータの削除を、被検知アプリ上又はOS上で指示する（S945）ため、設定画面を表示する（S940）。OSは、仮想ネットワークインターフェースの削除に関する管理者権限を確認し（S950）、当該仮想ネットワークインターフェースを停止し（S952）、続いて、同仮想ネットワークインターフェースを削除する（S954）。そして、被検知アプリ又はOSは、端末内に保存されている仮想MACアドレスデータを削除する（S960）。
- [0146] 図20は、ESSIDを端末識別情報として用いる場合に、端末上で当該

ESSIDを削除し、プローブ要求フレームのSSIDに当該ESSIDが書き込まれないようにする第2のステップの手順を例示する。

[0147] 端末100は、位置情報管理サーバーから発行されたESSIDの削除を指示する(S975)ため、OS設定画面を表示する(S970)。そして、当該ESSIDデータが格納されたファイルを削除する(OSによっては、ファイルではなく単なる設定情報を削除する場合もある)。また、OSの実装によっては、ESSIDデータを削除する際に、端末の管理者権限があることを確認する認証処理を行い(S980)、その後、OS内部のSSIDリスト(データベースやテキストファイルなどで永続化されている場合がある)から、当該ESSIDを削除する(S982)。削除されたESSIDは、その後のプローブ要求フレームから除外される(S984)。

[0148] 以上に説明した実施形態は、例えば、無線ネットワークを用いて、スマートフォンやタブレットなどの端末を検知し、その端末を所持している利用者がいる場所に応じた情報を配信するシステムや、利用者の動線分析、混雑統計等の分野に適用可能である。

[0149] そして、当該分野において、オプトイン/オプトアウトの実現を通じて、利用者のプライバシー保護を実現することができる。

[0150] また、従来、iOSのように端末情報(MACアドレス)をアプリ側で取得できないプラットフォームにおいて、ユーザインタフェース上の設定画面に表示された端末情報(MAC)を管理システムへ手動で転記するという手段を経ていたものを、自動化することができ、登録作業の効率化を図ることが可能になる。

[0151] さらに、プッシュ通知サービスを利用する場合、端末側でアプリを起動していなくても、無線信号検知装置の検知範囲に進入するとプッシュ通知を受けられるようになる。iBeacon(登録商標)のような既存技術の場合、明示的にBluetooth(登録商標)をオンにし、GPSをオンにした上で、アプリを起動しない限り、端末の位置情報をサーバー側で知ることはできず、それによりカスタマイズされた有用な情報のプッシュ通

知を受けることもできなかった。本実施形態においては、検知範囲は、GPSを用いたジオフェンス（100m程度）よりも狭い範囲（RSSIに閾値を設けることにより範囲を決定することができる）に限定することが可能である。

[0152] また、無線アクセスポイント（基地局）を含めて既存ネットワーク構成に変更を加えることなく、無線信号検知装置という無線ネットワーク端末に相当する装置を追加することによって、大規模な設備投資を行わずに本実施形態を適用したシステムを実現することも可能である。

[0153] 以上、本発明の実施形態について説明したが、本明細書における説明により本発明が限定されるものではなく、上述の実施形態を本発明の範囲内で当業者が種々に変形、応用して実施できることは勿論である。

## 請求の範囲

- [請求項1] 端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供するためのサーバーと通信する手段と、
- 前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けて該端末識別情報を記憶する手段と、
- 前記無線信号に前記端末識別情報を含めて送信する手段とを備えることを特徴とする端末。
- [請求項2] 前記端末識別情報は、MAC（メディア・アクセス・コントロール）アドレスの形式を有するものであることを特徴とする請求項1に記載の端末。
- [請求項3] 前記端末識別情報は、前記無線信号に含まれるヘッダの送信元アドレスの形式に適合するものであることを特徴とする請求項1又は2に記載の端末。
- [請求項4] 前記端末識別情報は、無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）規格の管理フレームの情報要素の一つであるSSID（サービスセット識別子）の形式を有するものであることを特徴とする請求項1に記載の端末。
- [請求項5] 前記無線信号は、無線LAN規格のプロブ要求フレーム又はアソシエーション要求フレームもしくは再アソシエーション要求フレームであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の端末。
- [請求項6] 前記端末識別情報は、無線LAN規格の管理フレームに含まれる情報のうち該規格に定められた意味を有さなくても該管理フレームを前記検知装置が受信することのできる情報の形式に適合するものであることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の端末。
- [請求項7] 前記無線信号に基づいて前記サービスのための処理を行う前記検知装置は、前記無線信号に基づいて端末をネットワークに接続するため

の通信処理を行うことはないものであり、

端末がネットワークを介して通信するための無線信号は、前記端末識別情報を含む無線信号とは別に、送信されることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の端末。

[請求項8] 前記無線信号に基づいて前記サービスのための処理を行う前記検知装置は、前記無線信号に対する通信処理を行い、端末をネットワークに接続する機能をも備えるものであり、

前記端末識別情報を含む前記無線信号は、端末がネットワークを介して通信するための情報をも含むものであることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の端末。

[請求項9] 記憶された前記端末識別情報を削除するとともに、該端末識別情報の割り当てを前記サーバーに解除させる手段をさらに備え、

その後、再び前記サービスの提供を受ける際には、新たな端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けることを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載の端末。

[請求項10] 無線信号を送信する機能を有する機器にインストールされて、端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスにおける端末として、該機器を動作させるためのプログラムであって、

前記サービスを提供するためのサーバーと通信するためのプログラムコードと、

前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報の割り当てを前記サーバーから受けて該端末識別情報を記憶するためのプログラムコードと、

送信する前記無線信号に前記端末識別情報を含めるためのプログラムコードとを備えることを特徴とするプログラム。

[請求項11] 端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供

するためのサーバーと通信する手段と、

前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合するように前記サーバーにより複数の端末の各々に割り当てられた端末識別情報を検出するための照合情報を記憶する手段と、

前記無線信号を受信する手段と、

記憶されている前記照合情報を用いて、受信した前記無線信号に含まれる情報が前記端末識別情報であることを検出すると、該情報を前記サーバーへ通知する手段とを備えることを特徴とする検知装置。

[請求項12]

受信した前記無線信号が自装置の受信すべきものである場合に、該無線信号に含まれるヘッダの送信元アドレスを参照することにより、前記検出を行う手段と、

受信した前記無線信号に対し、前記規格に従った通信処理を行う手段とをさらに備えることを特徴とする請求項11に記載の検知装置。

[請求項13]

受信した前記無線信号が無線LAN規格の所定の管理フレームである場合に、該管理フレームの情報要素の一つであるSSIDを参照することにより、前記検出を行う手段と、

受信した前記無線信号を、前記サーバーへの通知の後に廃棄する手段とをさらに備えることを特徴とする請求項11に記載の検知装置。

[請求項14]

無線信号を受信する機能及び通信を行う機能を有する装置にインストールされて、端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスにおける検知装置として、該装置を動作させるためのプログラムであって、

前記サービスを提供するためのサーバーと通信するためのプログラムコードと、

前記無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合するように前記サーバーにより複数の端末の各々に割り当てられた端末識別情報を検出するための照合情報を記憶するためのプログラムコードと、

記憶されている前記照合情報を用いて、受信した前記無線信号に含まれる情報が前記端末識別情報であることを検出すると、該情報を前記サーバーへ通知するためのプログラムコードとを備えることを特徴とするプログラム。

[請求項15] 端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当てる手段と、

分散配置された複数の検知装置のうち、前記端末からの前記端末識別情報を含む無線信号を受信した検知装置から、通知を受け取る手段と、

前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求める手段とを備えることを特徴とするサーバー。

[請求項16] 前記端末からの要求は、該端末を一意に特定する情報を含み、

前記端末識別情報は、前記要求に含まれる前記端末を一意に特定する情報と、前記サービスを提供する主体を示す情報とに基づいて、生成されるものであることを特徴とする請求項15に記載のサーバー。

[請求項17] 前記端末からの要求は、該端末のユーザの識別情報を含み、

前記端末識別情報の割り当ては、前記要求に含まれるユーザの識別情報が前記サービスの利用者のものであるとして登録されている場合に、行われることを特徴とする請求項15又は16に記載のサーバー。

[請求項18] 前記複数の検知装置へ、各検知装置が受信した前記無線信号から前記端末識別情報を検出するための照合情報を、送信する手段をさらに備えることを特徴とする請求項15～17のいずれか1項に記載のサーバー。

[請求項19] 前記端末からの要求に応じて、該端末への前記端末識別情報の割り当てを解除し、該端末識別情報と該端末のユーザの識別情報との対応を削除する手段をさらに備えることを特徴とする請求項15～18のいずれか1項に記載のサーバー。

[請求項20] 通信を行う機能を有するコンピュータにインストールされて、該コ

ンピュータをサーバーとして動作させるためのプログラムであって、

端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当てるためのプログラムコードと、

分散配置された複数の検知装置のうち、前記端末からの前記端末識別情報を含む無線信号を受信した検知装置から、通知を受け取るためのプログラムコードと、

前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求めるためのプログラムコードとを備えることを特徴とするプログラム。

[請求項21]

端末からの無線信号が分散配置された複数の検知装置のいずれによって受信されたかによって該端末の位置情報を求めるサービスを提供する方法であって、

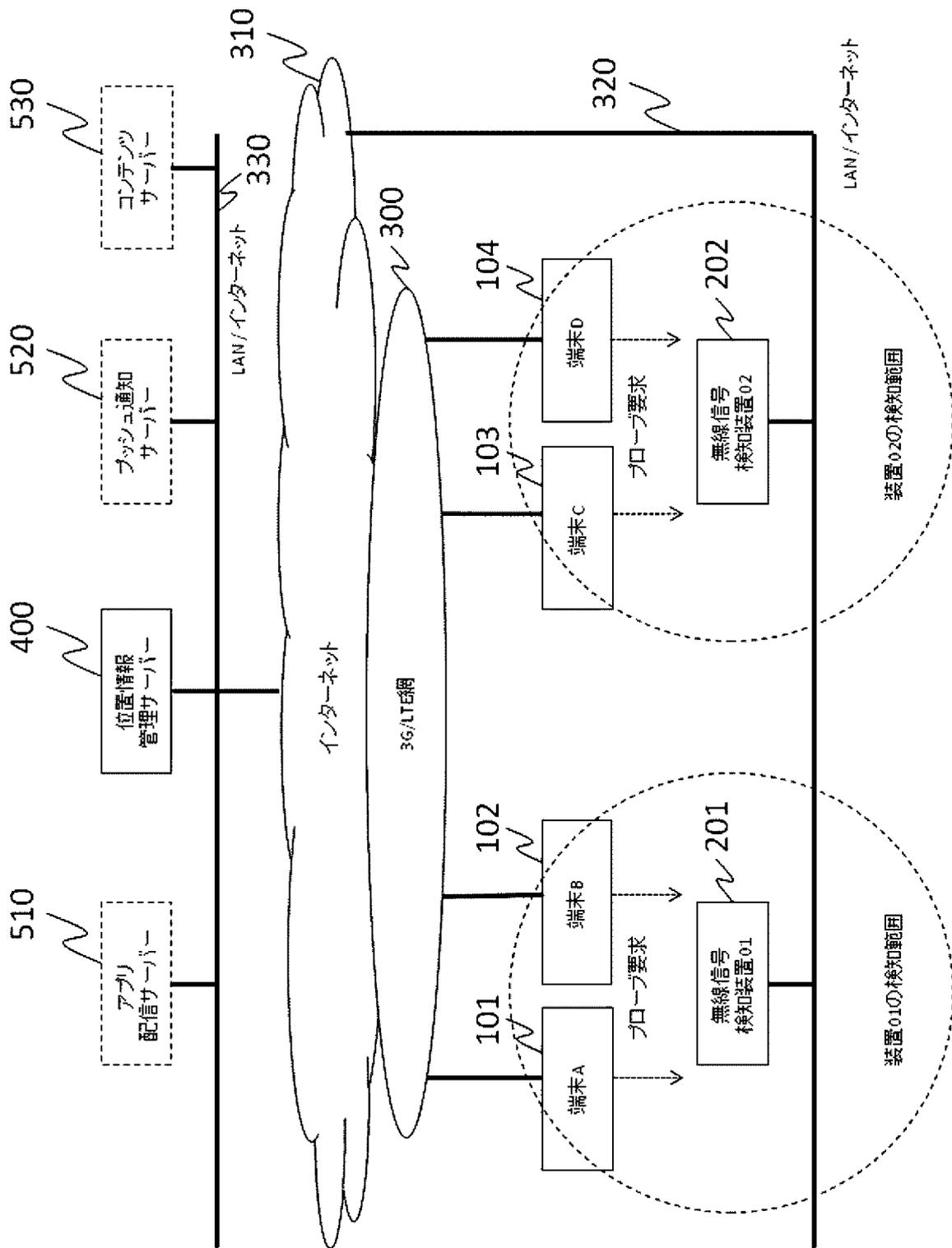
サーバーが、端末からの要求に応じて、無線信号に規格として含まれる情報の形式に適合する端末識別情報を該端末に割り当て、

前記端末が、前記無線信号に前記端末識別情報を含めて送信し、

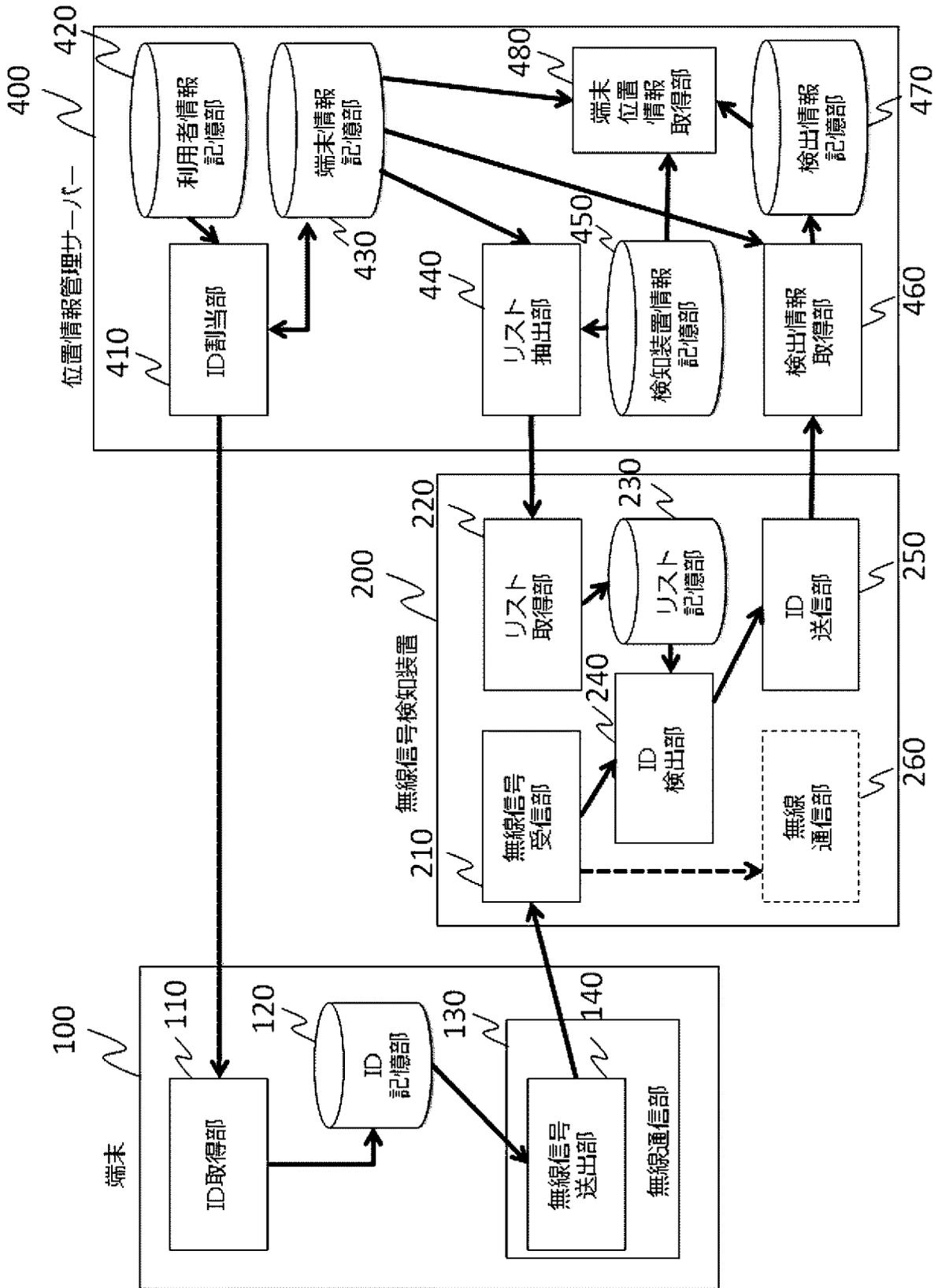
前記検知装置が、受信した前記無線信号に含まれる前記端末識別情報を、前記サーバーへ通知し、

前記サーバーが、前記通知に基づいて、前記端末の位置情報を求めることを特徴とする方法。

[図1]



[図2]



[図3]

利用者ID	パスワード・ハッシュ	表示名
123@example.com	827ccb0eea8a706c4c34a16891f84e7b	123
456@example.com	e80b5017098950fc58aad83c8c14978e	456
789@example.com	d077f244def8a70e5ea758bd8352fcd8	789

利用者情報テーブル

[図4]

端末ID	UUID	利用者ID	仮想MACアドレス	トークン
d-1	D2F013D3-5A4D-4007-BE1C-02422270A50A	123@example.com	00:00:5e:1b:6a:2b	fa41b06dcfd85da4f73d1d03298300fc08f55eb6014b730528151638d181922d
d-2	F48B5AE7-7C52-4D90-B351-FFE4825CDBC4	456@example.com	00:00:5e:23:15:e4	1629987acbd9898ad98056fd12760dfe9cbd42746192747dfe8e8e8e9d0fff01
d-3	6844AF4C-A5F4-4A31-A6E0-7858A6D541CC	789@example.com	00:00:5e:fc:97:7d	b6014b73052856fd1276e8e8e8eefa41b06d1d032cb98d427fcddfcadfea9991

(a) 端末情報テーブル (仮想MACアドレスを用いる例)

端末ID	UUID	利用者ID	ESSID	トークン
d-1	D2F013D3-5A4D-4007-BE1C-02422270A50A	123@example.com	as_D7243EA87AE90BF9B89B46D_nomap	fa41b06dcfd85da4f73d1d03298300fc08f55eb6014b730528151638d181922d
d-2	F48B5AE7-7C52-4D90-B351-FFE4825CDBC4	456@example.com	as_01D4EB4AA37-5411767ABD77_nomap	1629987acbd9898ad98056fd12760dfe9cbd42746192747dfe8e8e8e9d0fff01
d-3	6844AF4C-A5F4-4A31-A6E0-7858A6D541CC	789@example.com	as_CE0446DA496-532CF039F0CE_nomap	b6014b73052856fd1276e8e8e8eefa41b06d1d032cb98d427fcddfcadfea9991

(b) 端末情報テーブル (ESSIDを用いる例)

[図5]

検知装置ID	設置場所の緯度	設置場所の経度	所在地の郵便番号	フロアID	エリアID	建物ID
ass-01	35.600021	139.729858	221-8520	4	a	1
ass-02	35.600021	139.729858	221-8520	4	b	1

検知装置情報テーブル

[図6]

端末ID	検知装置ID	更新時刻
d-1	ass-01	2014年5月7日13:36:37
d-1	ass-02	2014年5月8日19:07:08

検出情報テーブル

[図7]

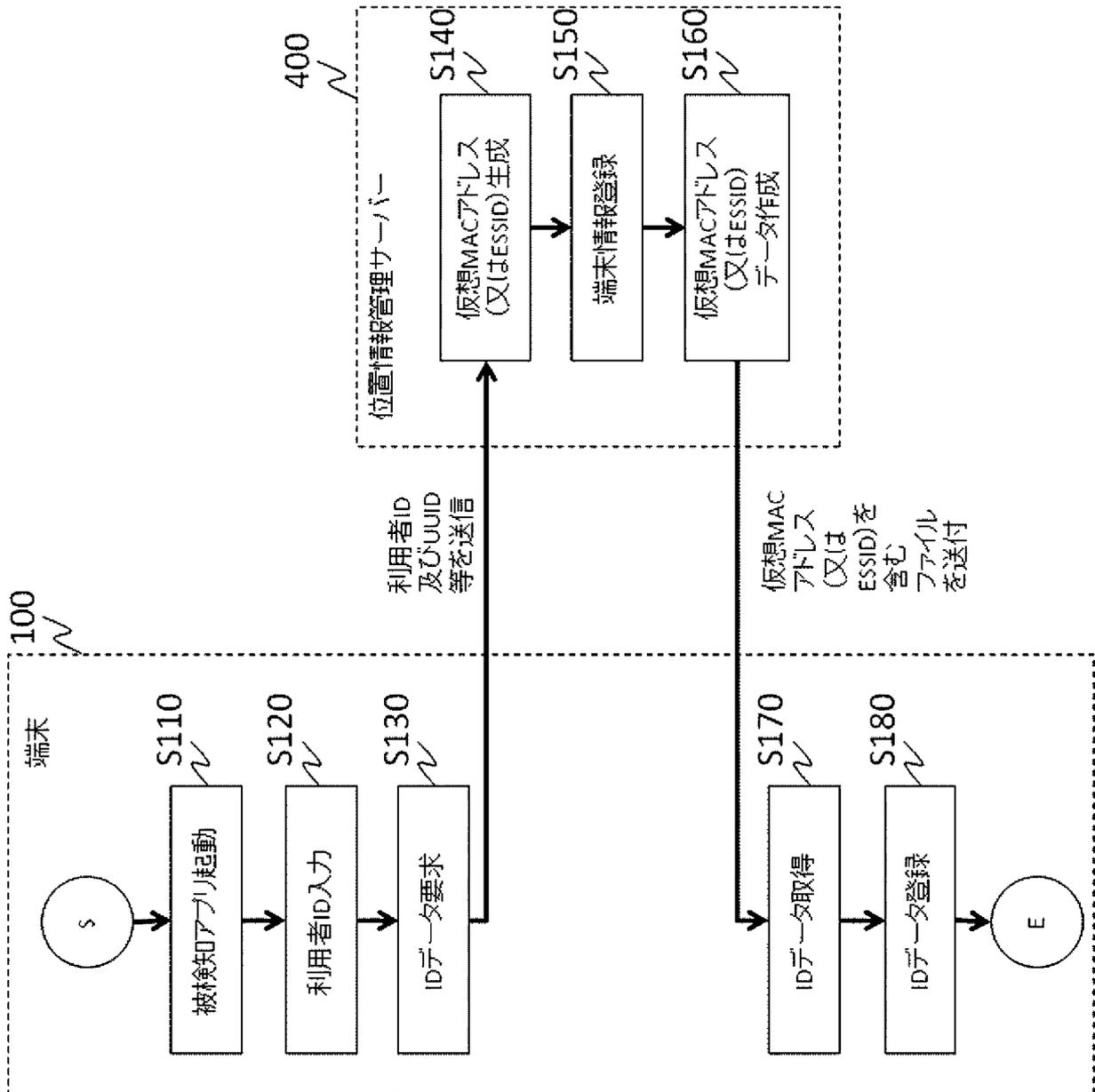
位置情報管理サーバー4000の表示画面

N

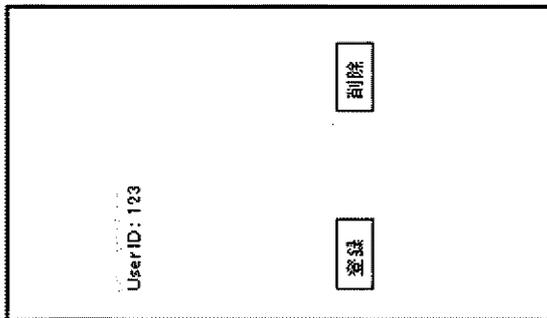
利用者ID	ESSID	最終位置	最終更新時刻	Action
123	as_D7243EA87AE90BF 9B89B46D_nomap	ass-02	2014年5月8日 19:07:08	DEL
456	as_01D4EB4AA37- 5411767ABD77_nomap	null	2014年4月30日 14:02:27	DEL
789	as_CE0446DA496- 532CF039F0CE_nomap	ass-15	2014年5月9日 00:12:53	DEL

登録端末リスト

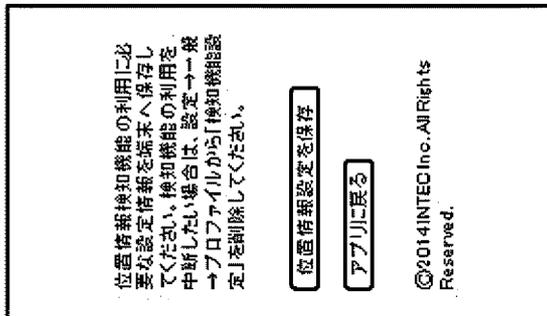
[図8]



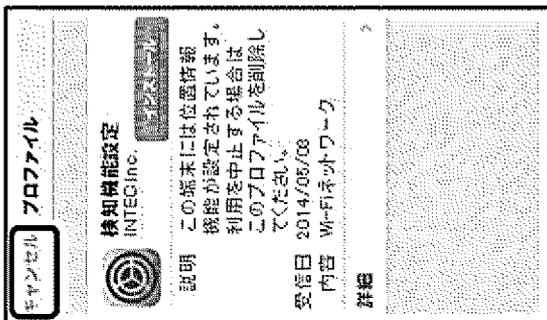
[ 9 ]



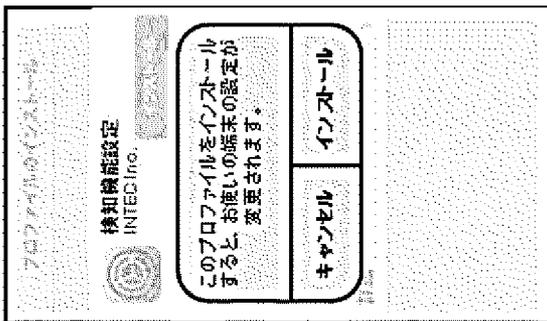
①アプリ起動画面



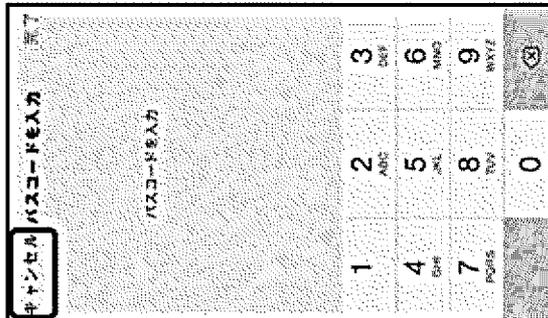
②ID要求画面



③ID取得許諾画面



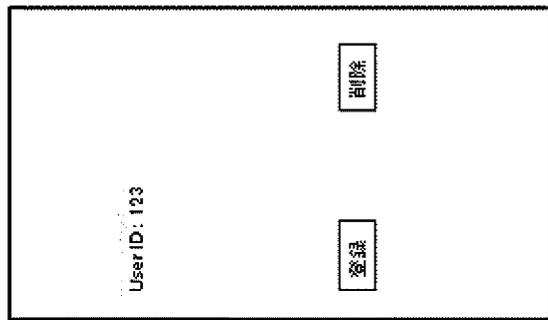
④ID保存許可画面



⑤認証画面

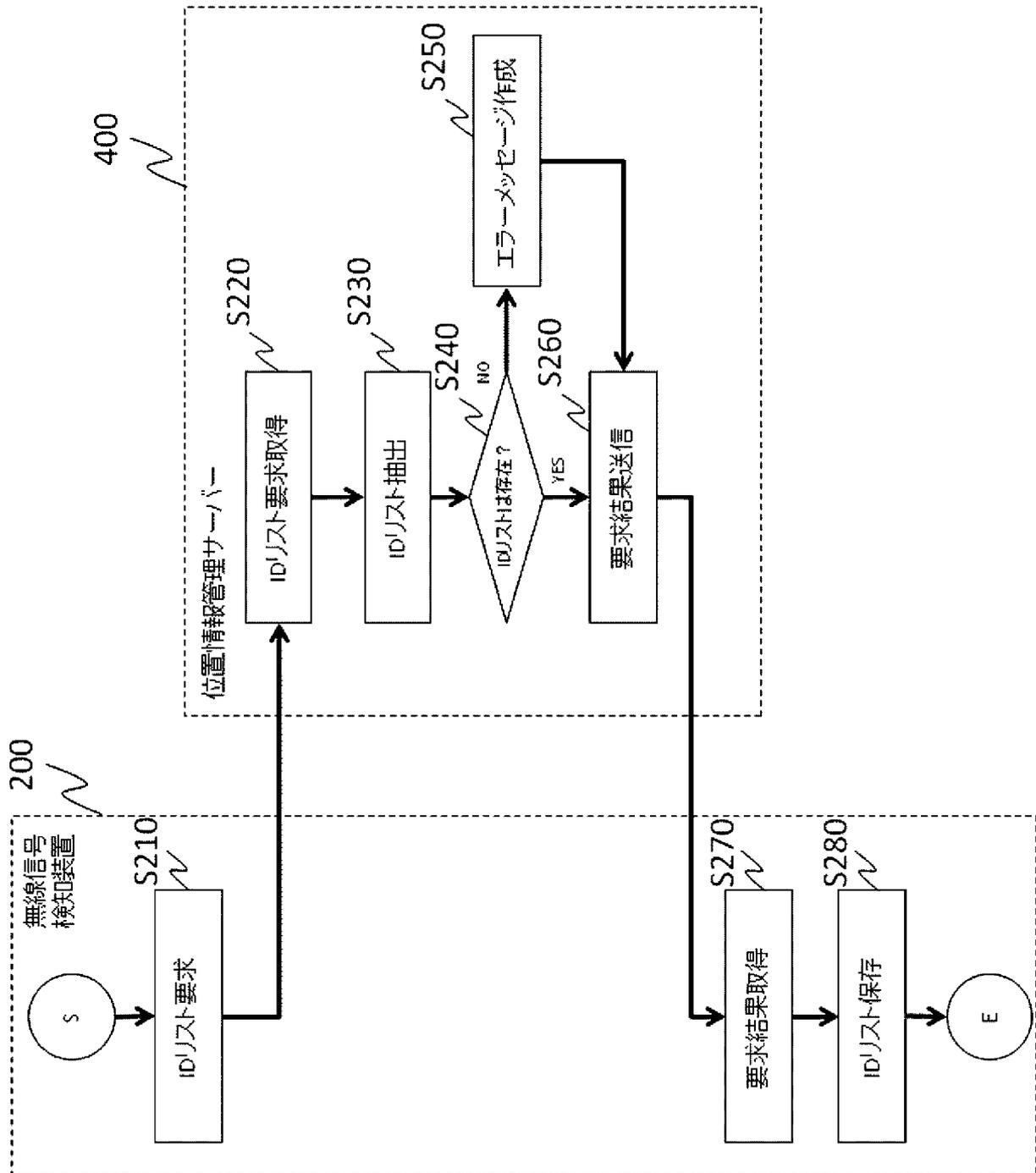


⑥ID保存完了画面

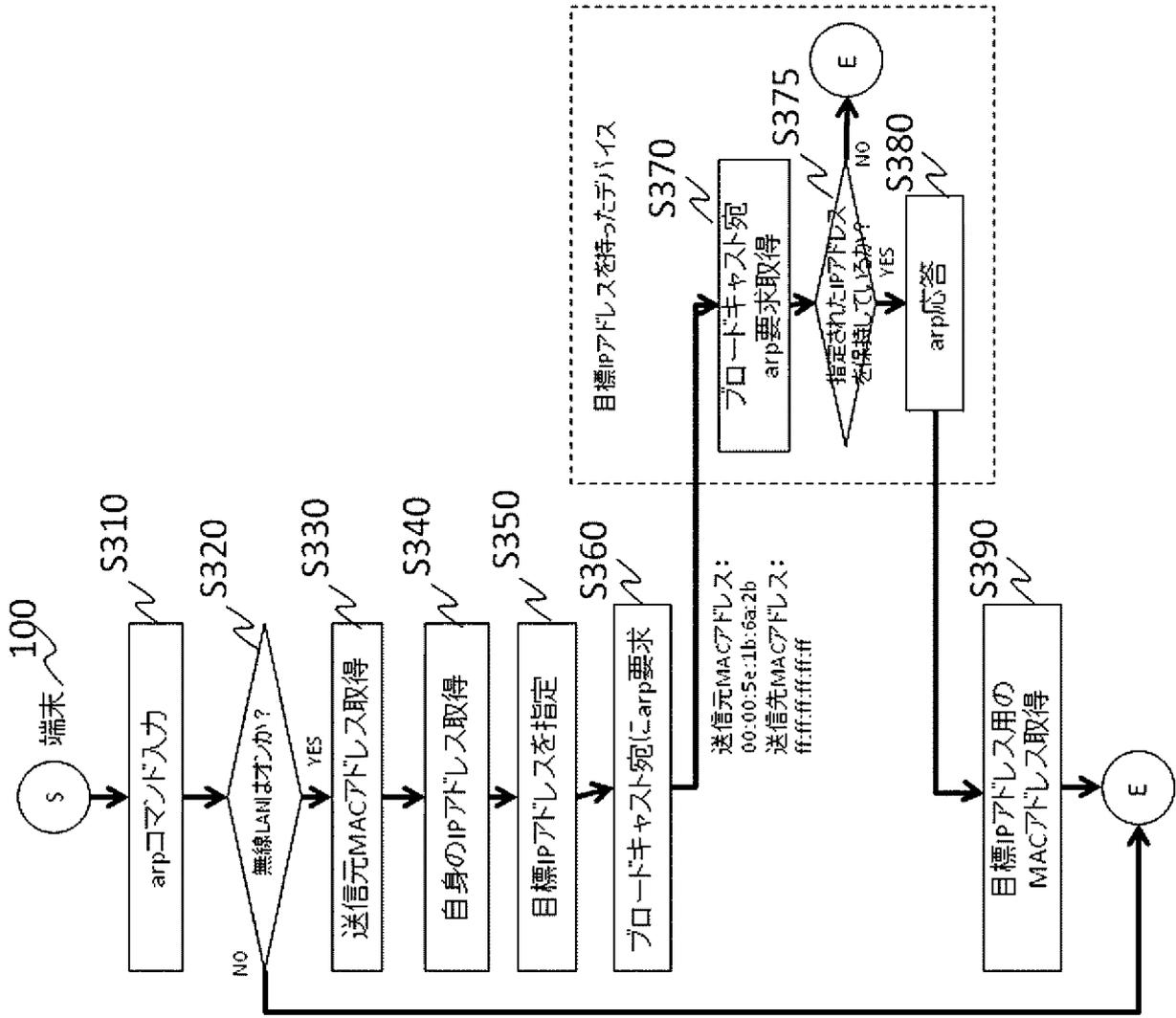


⑦アプリ画面

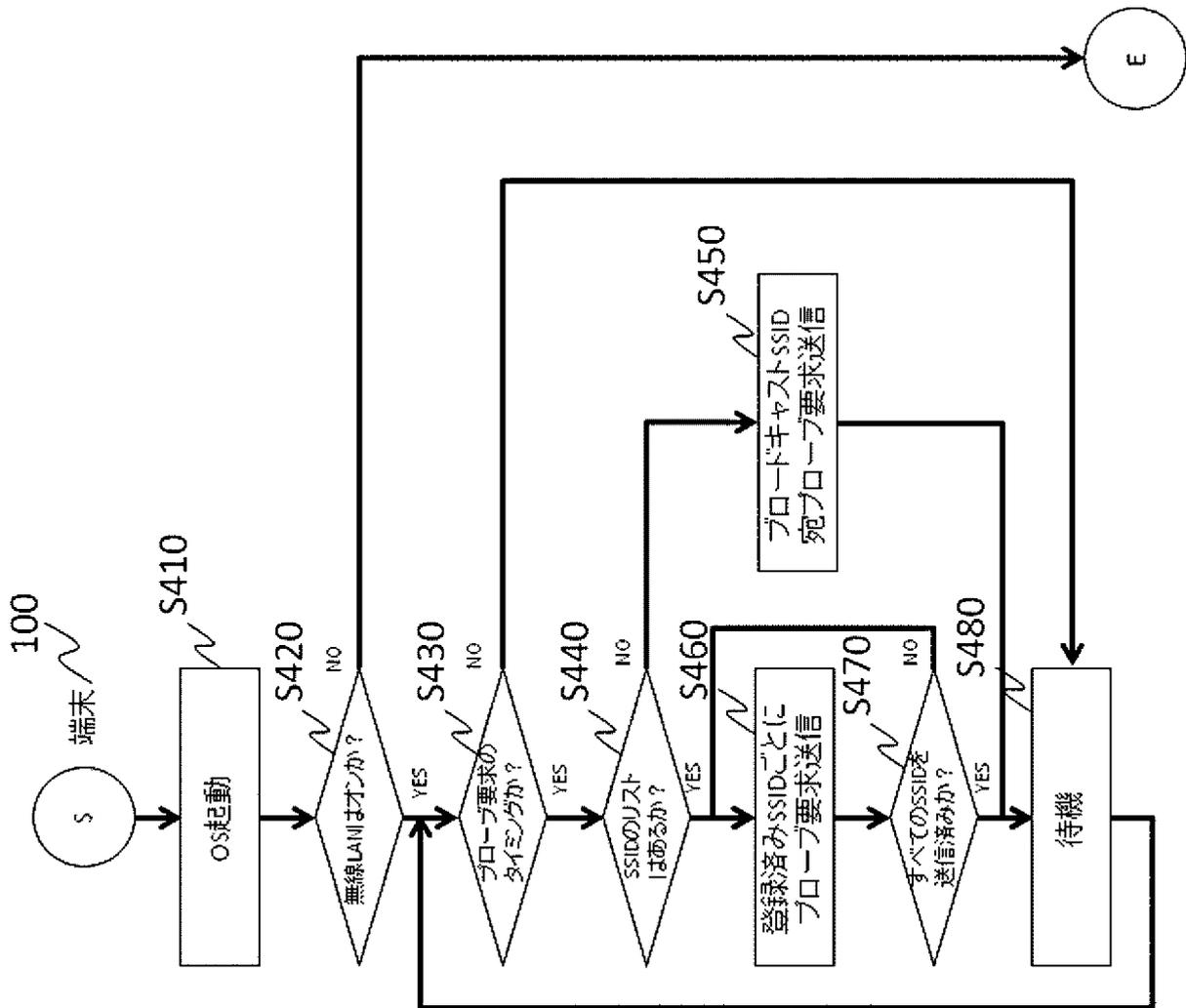
[図10]



[図11]

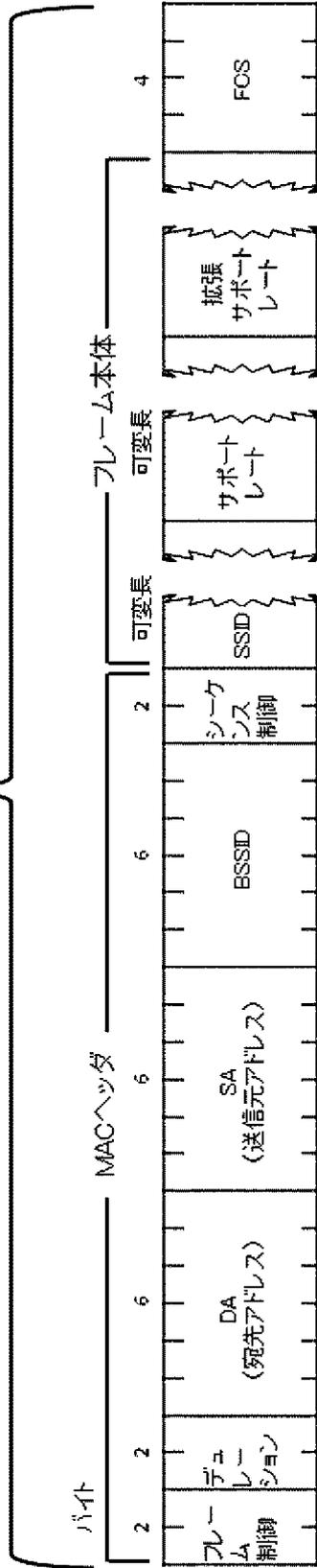


[図12]



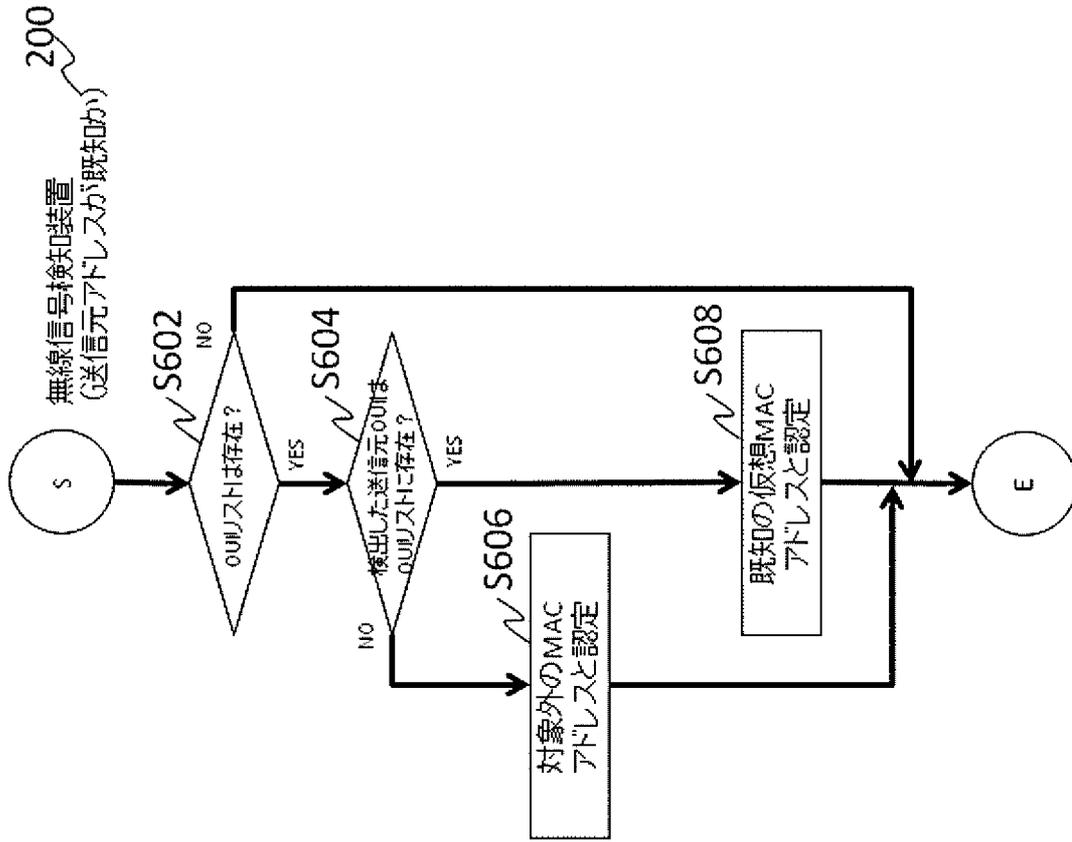
[図13]

プローブ要求フレーム

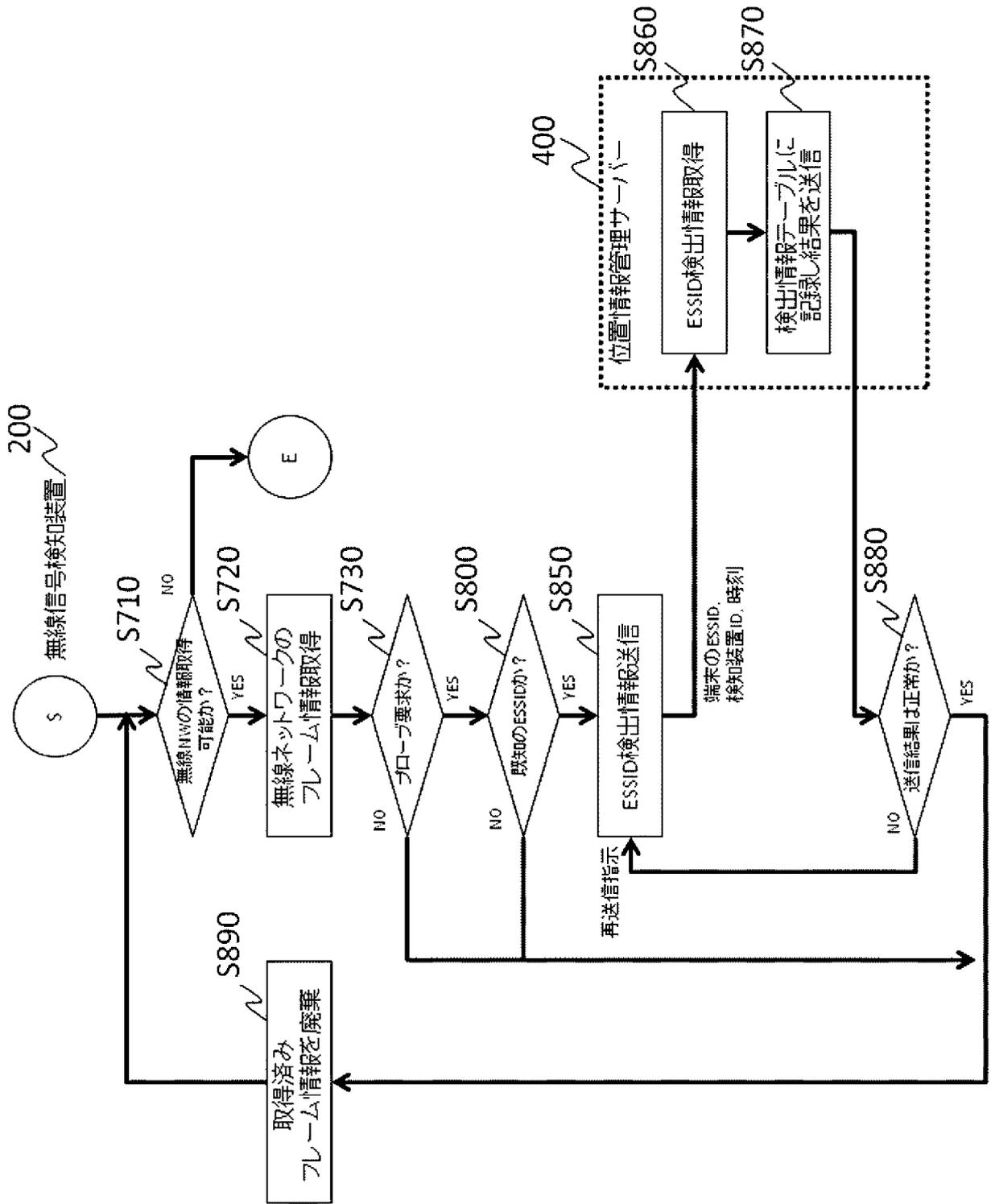




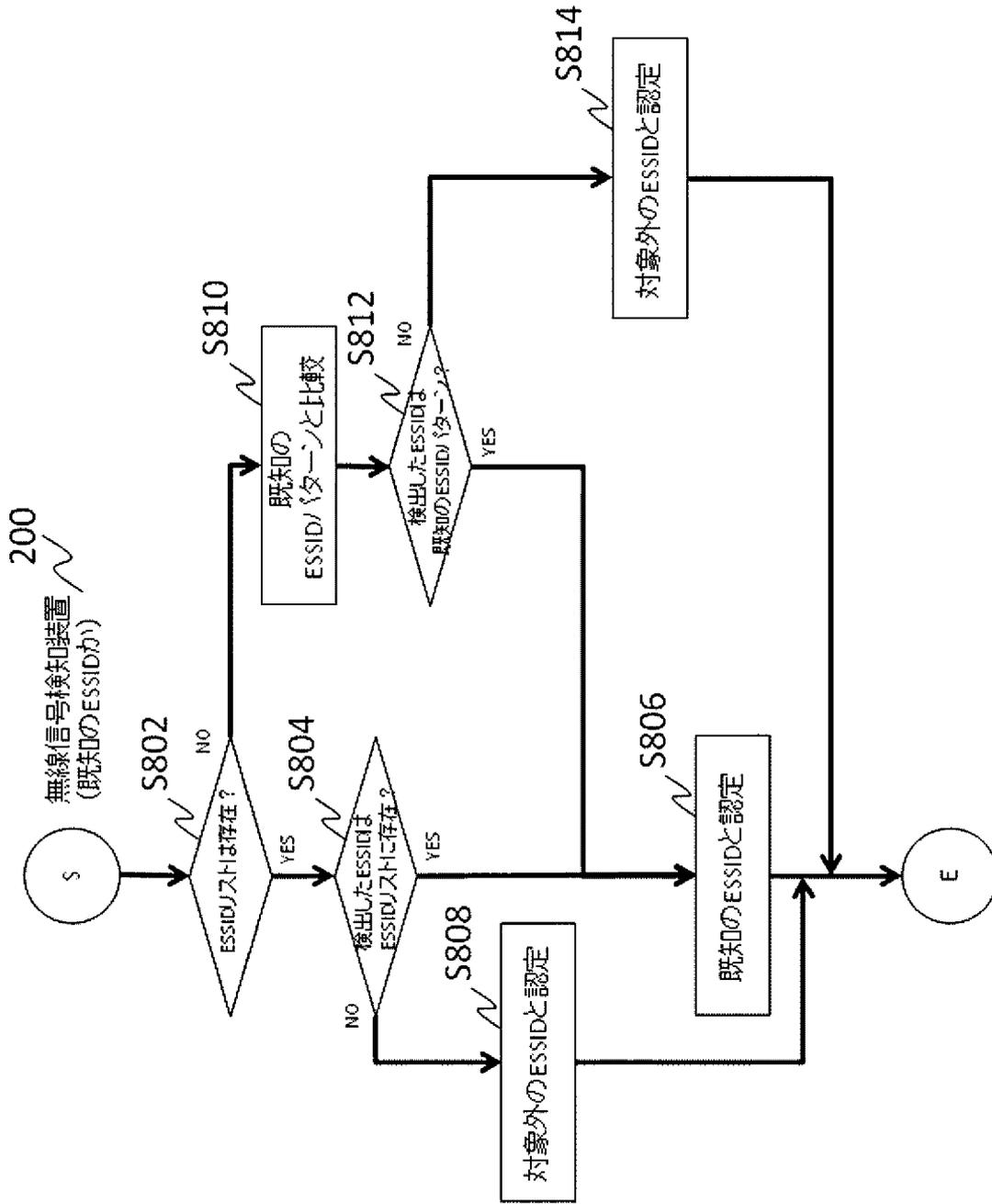
[図15]



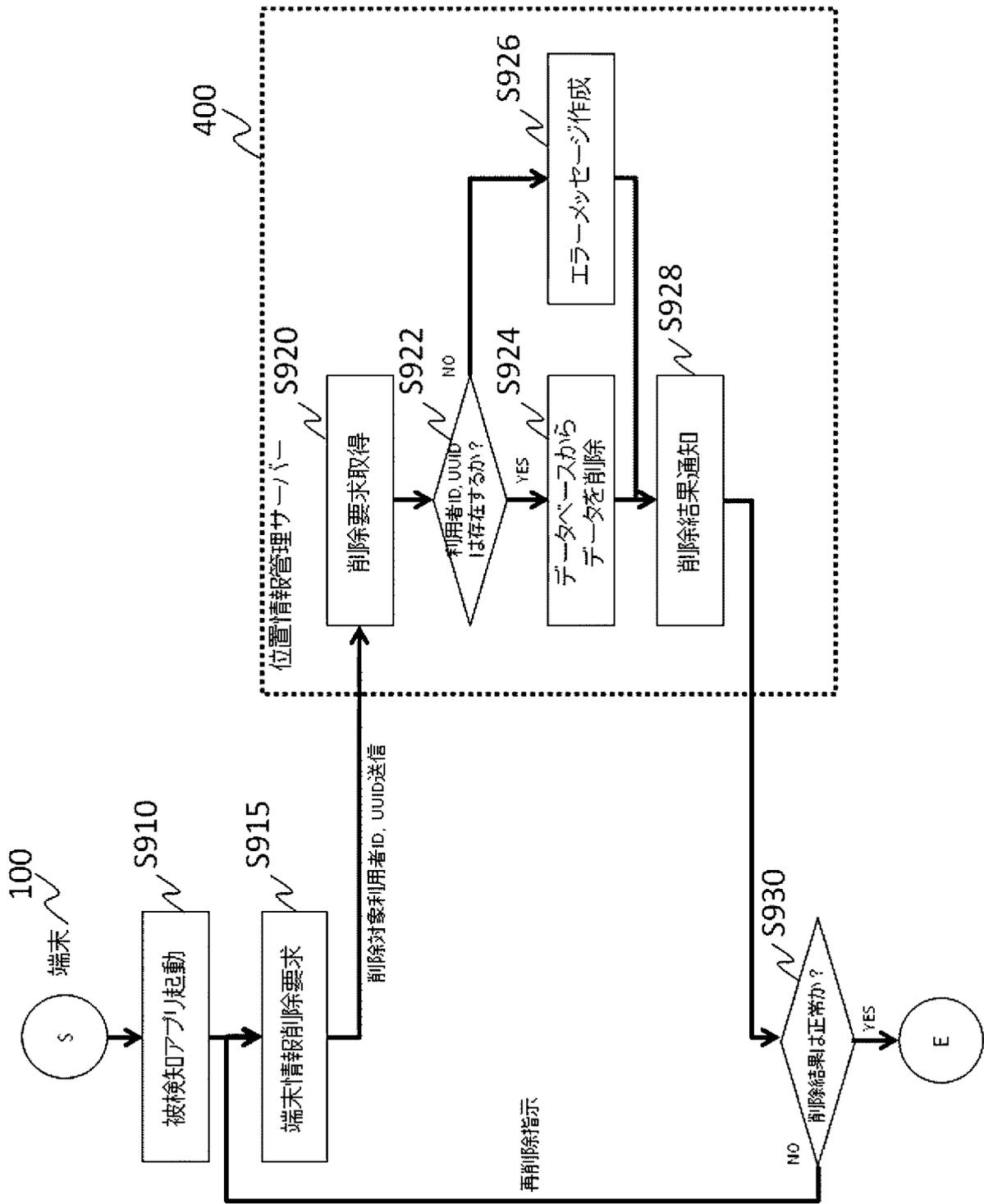
[図16]



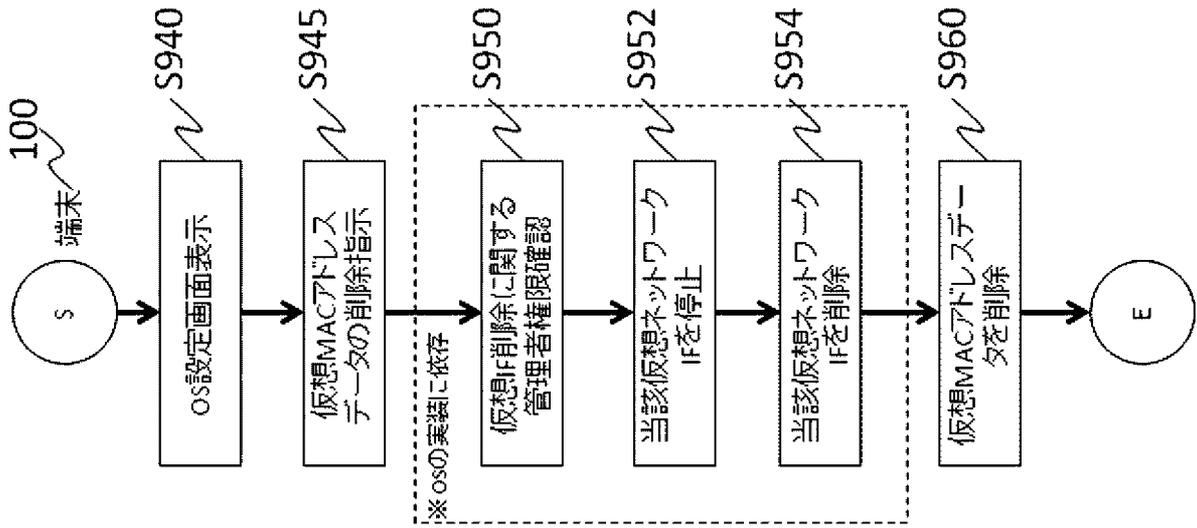
[図17]



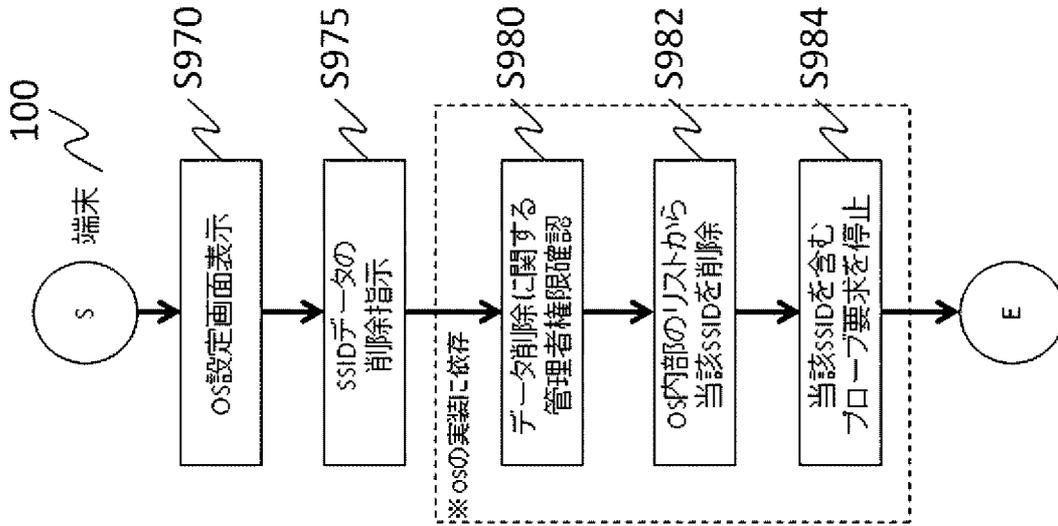
[図18]



[図19]



[図20]



**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No.  
PCT/JP2015/001373

**A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER**  
*H04W4/02(2009.01)i, G01S5/02(2010.01)i, G01S5/14(2006.01)i, H04M3/42(2006.01)i, H04W8/26(2009.01)i, H04W12/02(2009.01)i, H04W84/12(2009.01)i*

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

**B. FIELDS SEARCHED**

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  
 H04W4/02, G01S5/02, G01S5/14, H04M3/42, H04W8/26, H04W12/02, H04W84/12

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2015
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2015	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2015

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

**C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT**

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	JP 2007-104245 A (NTT Docomo Inc.), 19 April 2007 (19.04.2007), paragraphs [0019] to [0020], [0035] to [0036], [0060] to [0067]; fig. 1 to 8, 12 to 13	1, 4-6, 8, 10, 15, 20
Y		2-3, 7, 9, 16-17, 19, 21
A	(Family: none)	11-14, 18
Y	JP 2007-043259 A (NEC Corp.), 15 February 2007 (15.02.2007), paragraphs [0021] to [0032]; fig. 1 to 3	2-3, 7, 9, 16-17, 19, 21
A	& US 2007/0026858 A1 & EP 1750464 A1 & DE 602006002689 D1 & HK 1098617 A1	11-14, 18
Y	JP 2007-235765 A (NTT Docomo Inc.), 13 September 2007 (13.09.2007), paragraphs [0031] to [0032]	2-3, 7, 9, 16-17, 19, 21
A	(Family: none)	11-14, 18

Further documents are listed in the continuation of Box C.  See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search 30 April 2015 (30.04.15)	Date of mailing of the international search report 19 May 2015 (19.05.15)
---	--

Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan	Authorized officer  Telephone No.
--	---

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2015/001373

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2008-522507 A (Meshnetworks, Inc.), 26 June 2008 (26.06.2008), paragraph [0017] & WO 2006/062770 A2 & US 2006/0120317 A1 & EP 1828915 A2 & KR 10-2007-0085799 A	16
Y	JP 2003-134118 A (Samsung Electronics Co., Ltd.), 09 May 2003 (09.05.2003), paragraph [0023] & US 2003/0069993 A1 & KR 10-2003-0021026 A & CN 1404276 A	16
A	JP 2004-088440 A (NTT Comware Corp.), 18 March 2004 (18.03.2004), entire text (Family: none)	1-21

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））  
 Int.Cl. H04W4/02(2009.01)i, G01S5/02(2010.01)i, G01S5/14(2006.01)i, H04M3/42(2006.01)i, H04W8/26(2009.01)i, H04W12/02(2009.01)i, H04W84/12(2009.01)i

B. 調査を行った分野  
 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））  
 Int.Cl. H04W4/02, G01S5/02, G01S5/14, H04M3/42, H04W8/26, H04W12/02, H04W84/12

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの  
 日本国実用新案公報 1922-1996年  
 日本国公開実用新案公報 1971-2015年  
 日本国実用新案登録公報 1996-2015年  
 日本国登録実用新案公報 1994-2015年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
X	JP 2007-104245 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2007.04.19, 段落 [0019] - [0020], [0035] - [0036], [0060] - [0067], 図1-8, 12-13 (ファミリーなし)	1, 4-6, 8, 10, 15, 20
Y		2-3, 7, 9, 16-17, 19, 21
A		11-14, 18

C欄の続きにも文献が列挙されている。  パテントファミリーに関する別紙を参照。

\* 引用文献のカテゴリー  
 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの  
 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの  
 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）  
 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献  
 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献  
 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの  
 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの  
 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの  
 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 30.04.2015	国際調査報告の発送日 19.05.2015
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 三浦 みちる 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	5 J	4 4 4 2
--	--	-----	---------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y A	JP 2007-043259 A (日本電気株式会社) 2007.02.15, 段落 [0021] - [0032], 図1-3 & US 2007/0026858 A1 & EP 1750464 A1 & DE 602006002689 D1 & HK 1098617 A1	2-3, 7, 9, 16-1 7, 19, 21 11-14, 18
Y A	JP 2007-235765 A (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 2007.09.13, 段落 [0031] - [0032] (ファミリーなし)	2-3, 7, 9, 16-1 7, 19, 21 11-14, 18
Y	JP 2008-522507 A (メッシュネットワークス インコーポレイテッ ド) 2008.06.26, 段落 [0017] & WO 2006/062770 A2 & US 2006/0120317 A1 & EP 1828915 A2 & KR 10-2007-0085799 A	16
Y	JP 2003-134118 A (三星電子株式会社) 2003.05.09, 段落 [0023] & US 2003/0069993 A1 & KR 10-2003-0021026 A & CN 1404276 A	16
A	JP 2004-088440 A (エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社) 2004.03.18, 全文 (ファミリーなし)	1-21